

浦添市文化財調査報告書

玉城朝薫の墓調査報告書

一九八九年三月

浦添市教育委員会

あいさつ

玉城朝薫の墓は昭和五十九年十二月に玉城朝薫誕生三百年記念事業会によって確認されて以来、その学術的調査は、私ども教育委員会においても長年の懸案事項でありました。この度調査を終えこのように「玉城朝薫の墓調査報告書」が発刊できることを市民とともに喜びたいと思います。

本書は組踊りの始祖、劇聖と呼ばれた「玉城朝薫」の厨子甕が確認された辺土名家の墓を昭和六十三年六月十三日から同年八月十二日までの間、歴史、考古、民俗、文学、芸能、建築などの各学問分野から総合調査した内容をまとめたものであります。

調査にあたりましては、辺土名家の御理解と御協力を賜り実施することができました。ここに厚くお礼申し上げます。

末筆になりましたが、委託調査員として御指導および玉稿を賜りました池宮正治、又吉真三、上江洲均、名嘉真宜勝、高良倉吉、大城学、田名真之、池田栄史の諸先生および関係者の方々に心から敬意と感謝を申し上げます。

平成元年三月

教育長 保久村 昌伸

目次

第一章 はじめに

第一節 調査に至る経過

第二節 調査経過

第二章 位置と環境

第一節 位置と環境

第三章 調査の成果

第一節 劇聖玉城朝薫（辺土名家）の墓の構造について

第二節 玉城朝薫墓（辺土名家墓）の人々

第三節 玉城朝薫墓（辺土名家墓）の厨子甕

第四節 玉城朝薫の芸能

第五節 玉城朝薫

第六節 墓中符について

第七節 近世琉球確立期と朝薫

第八節 考古学から見た玉城朝薫（辺土名家）墓について

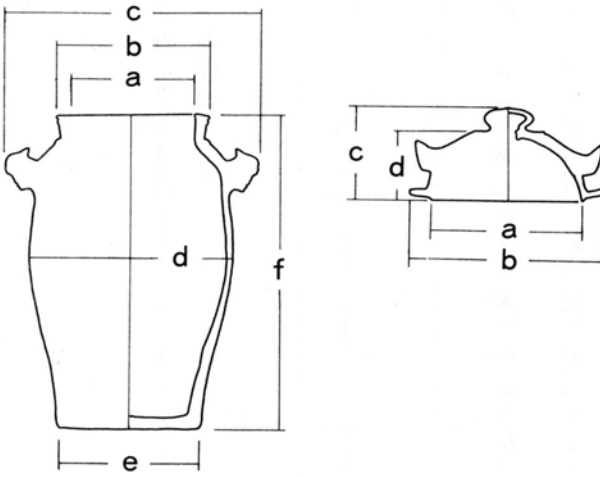
例言

一、本報告書は玉城朝薫（辺土名家）の墓を昭和63年6月から8月まで調査した成果をまとめた報告書である。

二、調査費は浦添市教育委員会から支出した。

三、調査は浦添市教育委員会が調査主体になり行なった。

四、厨子甕の測定部位は凡例のように行なった。



測定部位（凡例）



④ 第一回総合調査



① 調査以前の状況



⑤ 発掘調査の状況



② 辺土名家の墓拝み



⑥ 墓の露出状況



③ 草刈りの状況

第1図版 調査の状況



墓側面（正面に向かい右側）



墓の近景



墓庭内石碑の台座



墓の正面



墓庭内に埋められた荒焼小壺

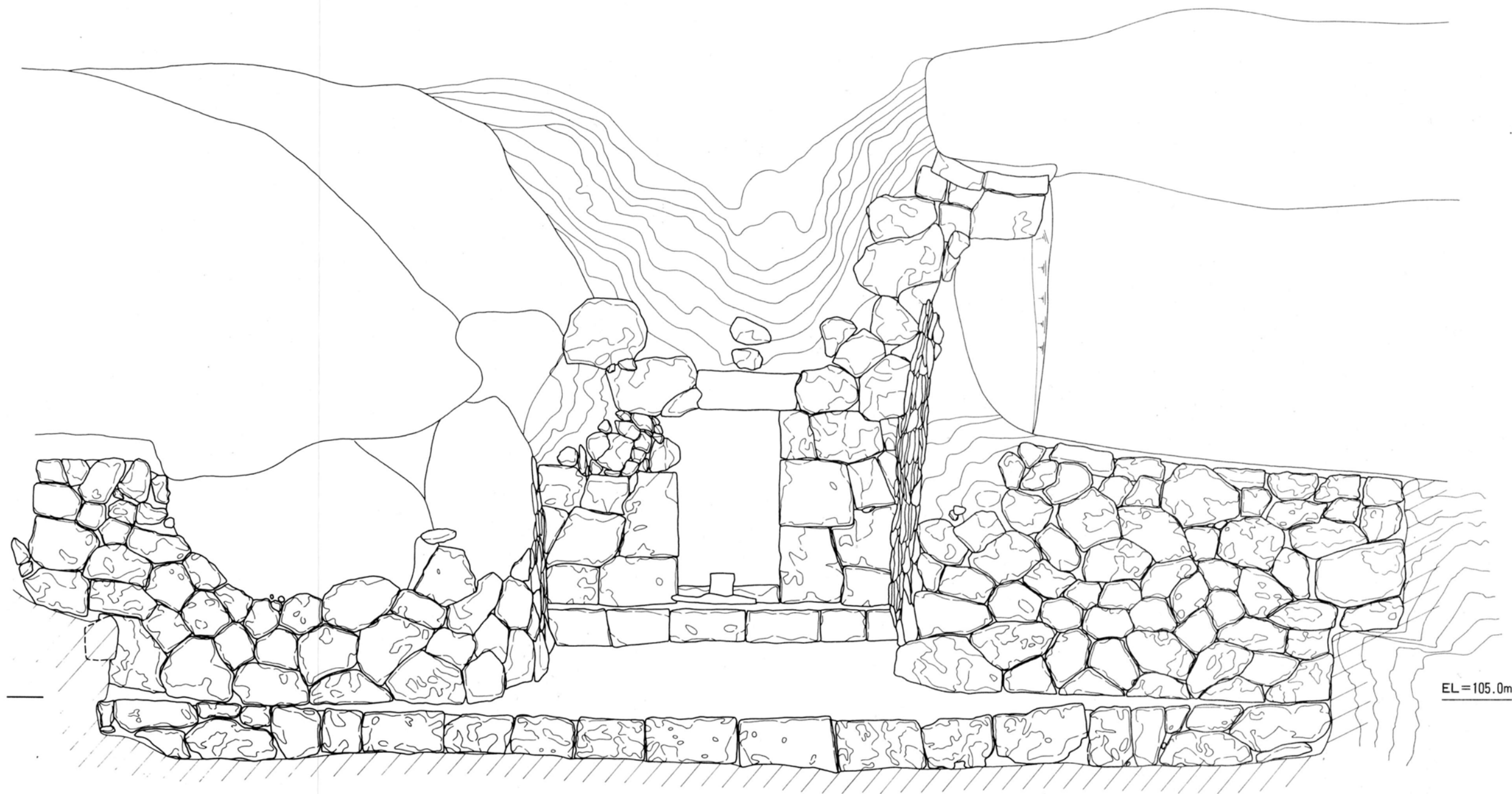


墓側面（正面に向かい左側）

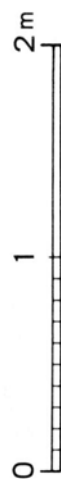
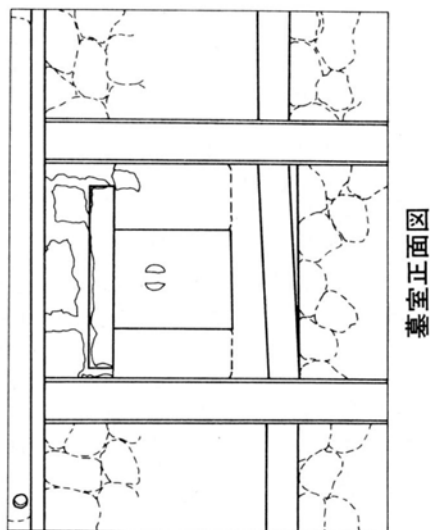
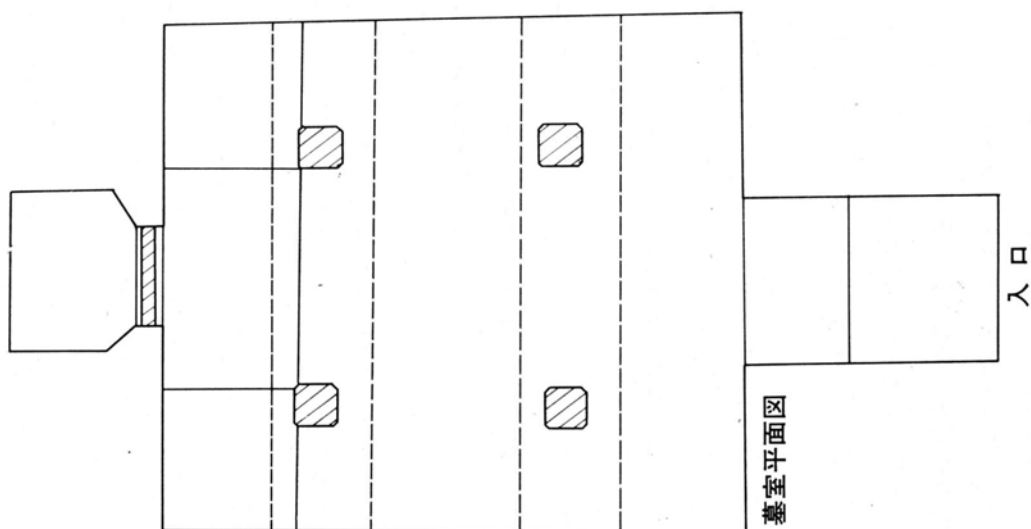
第2図版 墓の露出状況



第2図 墓の断面見通し図



第3図 墓の正面図



第4図 墓室平面図および墓室正面図

第一章はじめに

第一節 調査に至る経緯

本調査は市内に所在する文化財の保護・活用の観点から未だ文化財として内容等が明確でない周知の文化財の内容を明らかにする事業の一環として実施した。

なお、本調査においては、組踊りの始祖、劇聖と呼ばれた「玉城朝薫」の厨子甕が昭和五十九年十二月十六日、浦添市字前田において確認され、報道機関を通して本市教育委員会も歴史上著名な人物が葬られていることを知るに至った。

そうした中、墓の直前まで道路が整備され今にも道路事業による一帯の開発が実施されるように見えることもあって文化財保護か、開発かと一部で話題を呼ぶことになった。

しかし、本市教育委員会は前述したように報道機関のみからの状況把握であり、①文化財として知るべく墓の構造、性格、厨子甕の種類、個数、保存状況、年代、大きさ等、総合把握が十分でないこと。②一帯の開発はここ二・三年の短期間に実施する予定のないこと。などから、文化財保護行政として「玉城朝薫」の葬られている墓の実態を正確に把握する必要があると判断し、総合調査したうえ次の問題に対処することとした。

総合調査実施の方針がかたまつた後に、墓の管理人である辺土名朝助氏に調査についての協力を求めたところ、「本市教育委

員会の趣旨を御理解頂き、昭和六十年度に総合調査実施の内諾を得た。

昭和六十年度に入り総合調査の下準備を進めている中で、辺土名朝助氏が亡くなられ、「玉城朝薫」と同じ墓に葬られることになり、昭和六十年年度予定の総合調査はここ一・二年見合わせる事になった。

そして、約二年を過ぎた本年度、再度本市教育委員会の調査趣旨を辺土名家に御理解頂き調査を実施することになった。

調査体制

この事業は次の体制で実施した。

事業主体	浦添市教育委員会	教育長	保久村昌伸
事業所管	"	教育部 長	比嘉 靖芳 平成11.31まで 東 一男 平成12.1より
"	"	"	"
事業総括	浦添市教育委員会文化課	課 長	豊里友建
事務総括	"	文化財係 長	仲宗根盛栄
事業事務	"	主 事	小波津春美
"	"	"	下地 安広
委託調査員	池宮正治（琉球大学教授）、又吉真三（県文化財調査審議会々長）、上江洲均（県立博物館副館長）、名嘉真宜勝（読谷村立歴史民俗資料館々長）、高良倉吉（浦添市立図書館々長）、大城学（県立博物館学芸員）、田名真之（那覇市文化振興課主査）、		

池田栄史（琉球大学非常勤講師）、辺土名朝喜（辺土名家代表者）。

六月十五日

発掘調査を始める。

調査員

浦添市教育委員会文化課 主事 下地安広

〃

〃

松川 章

六月二十三日

墓の外周露出作業を終える。

発掘作業員

平良トミ、池田良子、西銘 剛、照屋博之、

大隅憲四、島袋由美子、津波古トヨ、加藤清子、

（以上浦添市民）。

七月十二日

一時中断（墓口を開けるためには、沖縄の慣習を配慮した日取りが設定されるため）。

整理作業員

島袋春美、下地傑、大湾政人、比嘉 聡、

比嘉清美、仲宗根菊枝、又吉純子、住友千恵子、

富里順子、安和千代子、平良貞子、高橋良子、

儀間るみ子、与那嶺文子、金城京子、上里恵子、

上地孝子、津波古良子、当間初枝（浦添市教育

委員会臨時職員）。

墓室内調査を始める（墓室内に土が約七十〜八十二センチ次堆積していることが分かったので、墓室内を半分に分けて調査を進める。厨子甕九基を新たに検出する）。

第二節 調査経過

調査は左記のとおり実施した。

七月十四日

墓中符を墓室より検出（墓室の左側奥の柱の下より）。

五月十九日

調査実施にあたって辺土名家と事前調整。

七月十八日

第二回総合調査（池宮、又吉、上江洲、高良、

五月二十五日

辺土名家による玉城朝薫（辺土名家）墓の拌み。

七月二十日

墓室内の発掘調査をひと通り終了（墓口閉じる）。

六月十三日

草刈り始める。

八月四日

六月十四日

第一回総合調査実施、辺土名美枝さんの拌みの

八月十二日

写真測量を実施する。

後に墓口を開け、五基の厨子甕を確認（朝薫の甕を含む）。

第三回総合調査（池宮、又吉、上江洲、高良、田名、池田、辺土名、以上七人の先生参加）以

上、調査終了。

前述の調査期間に本市教育委員、本市文化財調査審議委員、県教育庁文化課専門員、那覇市、沖縄市、糸満市、北谷町などの文化財担当者および一般市民の見学があった。

第二章 位置と環境

下地 安広

浦添市は沖縄本島南側に位置し、東に西原町、南に那覇市、北に宜野湾市、西に東支那海が隣接する人口約九万人の県下第三の都市である。

玉城朝薫（辺土名家）の墓は浦添市字前田一一五六番地の豊見城層（小禄砂岩層）の小高い丘の上、小字真和志堂と黒島原の境界に所在する。墓庭に立ち北側を見ると、前方に浦添城跡、右手に国際センター、左手後方に特別養護老人ホームありあけの里がある。玉城朝薫（辺土名家）の墓一帯は北側約五百メートルに所在する前田部落の墓域で戦前までは木々がうっそうと茂り、近づく人も少なかったとのことである。なお、現在は、前述したような公共施設があることも手伝って浦添警察署から本墓前方まで市道一一一号线があり、住宅、アパートの建築物の増加が目につく状況にある。

第三章 調査の結果

第一節 劇聖 玉城朝薫（辺土名家）の

墓の構造について

又吉 眞三

一、墓発見のいきさつ

昭和五十九年は、劇聖玉城朝薫（一六八四―一七三四）の生誕三百年になるので、玉城朝薫生誕三百年記念事業会が、文化、歴史、建築関係者の有志によって数年前に設立された。

そこで会長の大城立裕氏、副会長の池宮正治氏らの奔走によって、昭和五十九年十二月に、玉城朝薫の墓の所在が分かったので、十二月十六日の日曜日の正午から、所有者の辺土名朝助氏、玉城長信氏らの立ち合いのもとに開墓され緊急調査を行なった。

参加者は正副会長の他に私と、崎間麗進氏、上江洲敏夫氏、大城学氏などの数名が見守る中、厨子甕（ずしがめ）の蓋を墓庭に持出し銘書きを酒で洗って確かめた。

その中に玉城朝薫の銘書きがあって、玉城朝薫の墓であることが確認された。

墓は浦添市前田の国際センター前の、大きな道路の延長線上の森の中腹にあって、将来はその道路のために墓を移設するか、

あるいは道路を曲げて造らなければならない状況の地形である。背後地には老人ホームの「ありあけの里」の施設がある。

二、浦添市教育委員会の総合調査

浦添市教育委員会では昭和六十三年六月十四日、文化財関係者を総動員して、八月に総合調査を予定して、所有者立合のもとに開墓して堆積土の排除と、墓庭の発掘を実施し調べを続行した。

堆積土部分から八基の厨子甕が出てきた。

八月十一日私も調査して次のことがわかった。昭和五十九年に緊急調査の時に作成した平面図との照合と、今回の墓庭の発掘によって出てきた縁石と、石碑の台座の実測を行なった。

墓庭は、墓口前より僅かに勾配がつき、約五メートル先に円形に縁石が一段置かれて造られている。一段下の右手（向かって左）には、石碑の低い台座も発掘されたが、碑身は戦災で消失したものと思われる。

また墓庭の外周は、曲線を描きながら土留石垣が低く築かれている。墓庭の円形縁石から約二メートル先は、あったであろう石段と共に戦災で消失している。

三、墓の構造

墓のある森は、ニービ（細粒砂）で雑木と松が茂っている、その中腹に墓はある。

戦災で正面右上に直撃弾を受け、屋根と正面の石積みは吹き飛ばされてなくなり、墓の上部は森の斜面に谷状になり、小さい雑木がまばらに生えて、見るも無残な痛々しい状態である。

墓庭の左右の石垣は向かって右側は割合に良くのこり、左側は下部だけが残っている。墓庭の全貌は二の総合調査で述べた通りである。

墓の入り口寸法は、幅七十六センチメートル、高さ一・三二五メートル、奥行一・一六メートルである。

墓室の構造と現状は、墓室の入口に近い右上の天井石版が砲弾によって破壊されたために、そこから大量の土砂（ニービ細粒砂）が墓室内に流れ込んだ床面の土砂は、すべて除去されて墓室内の全貌がわかった。砲弾で破壊された天井は右側に二箇所、天井石版も割れ、またそれを支える石梁もひび割れている。

墓室は奥行二・七三メートル、幅二・三九メートルの小さいもので、面積は六・五二平方メートルで、凡そ四畳半弱の広さである。天井を支えるために、二一×二二センチメートル角の石柱四本が建ち、横に二本の柱頭に石梁を架け、その上に天井石版（ニービの骨細粒砂岩）を渡して天井を構成している。天井の高さは約一・八メートルである。

四周の壁体は琉球石灰岩（山石）の切石で、「あいかた積」になっている。

墓室の奥の柱からは床面が七〇センチメートル高くなり、その幅は六二センチメートルである。その右側に朝薫の厨子甕と左側に石棺が置かれている。

また奥正面中央壁面に細粒砂岩製の嵌殺し（はめころし）の扉形があり、中央に半月形の穴が向きあって開けられている。その奥は七〇×七八センチメートルの玄室が設けられ、骨がそのまま安置されている。

墓室の床も石敷きである。

四、構造の事例

こういう墓室天井を列柱で支えている構造の墓は、県指定の摩文仁御殿の墓（尚質王の第二子、尚弘毅、大里朝亮一六四七～一六八六）とこの朝薫の墓の二例だけである。摩文仁御殿の墓は柱が六本で、墓室の大きさは格段の差がある。

屋根は破壊されて全く形が分からない状態であるが、緊急調査の時点でも私の推定では、亀甲墓以前の形式で、屋根は「カマボコ形」の周囲の石積み（ヤージョーマーイ）の無いものと思っていた。緊急調査のあと沖縄タイムス社の記者が、渡口真清氏の蔵本（昭和八年頃のもの）に朝薫墓の写真があるので、複写して持参してくれた。その写真によると、正面軒石（眉石）のあり方、曲線から推して、屋根の形は「カマボコ形」と推定された。正面の鏡石は大きく、中央に墓口が開けられている。

この形式の墓は、尚象賢・羽地朝秀の墓（二六一七～一六七五）の例がある。

五、文化財としての価値

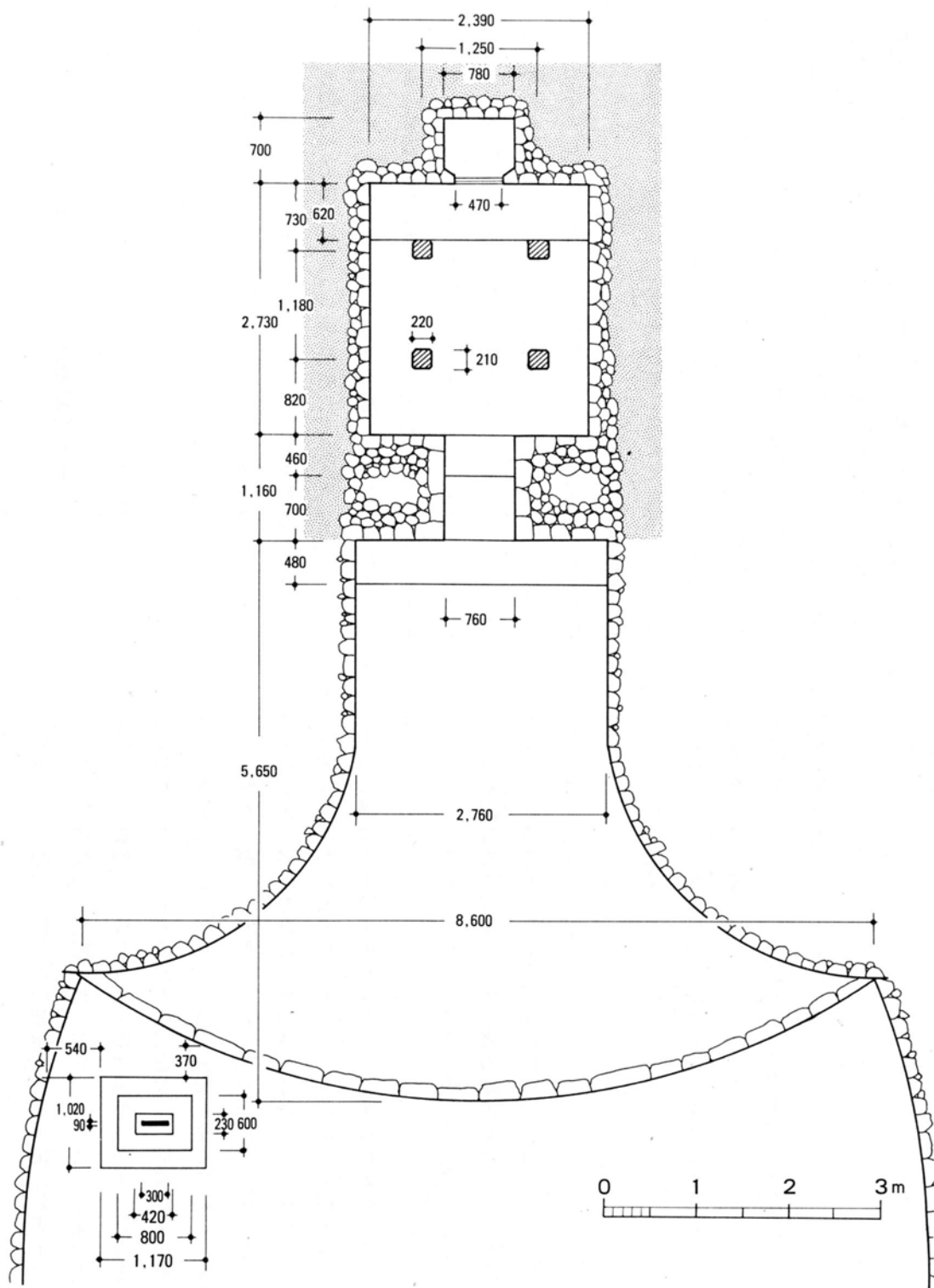
以上の総合調査の観点から、朝薫墓の文化財に指定する価値について、次のようなことが上げられる。

① 沖縄の劇聖で、組踊の創始者という歴史上の重要な人物が葬られた墓である。

② 墓室内の構造が、天井を支える列柱形式で、摩文仁御殿の墓と類似し、石造建築として貴重である。

③ 墓庭の石垣、縁石などにも曲線を用いた特殊なもので他に例がない。

④ 外見の姿は羽地朝秀の墓と同一と推定され、亀甲墓の出現（一七世紀末期）する以前の形式を踏襲している。



第 5 図 墓の平面図

第二節 玉城朝薫墓（辺土名家墓）の人々

田名 真之

辺土名家について

今度、浦添市教育委員会が調査した玉城朝薫の墓は、朝薫もその一人とする辺土名家代々の墓である。墓の被葬者等について述べる前に、辺土名家について概略しておこう。

辺土名家は、尚真王の三男尚韶威今帰仁王子朝典を祖とする向氏具志川御殿家の支流で、六世玉城親方朝智を祖とする中宗家の家系である。現在、直系は二十世代目で、先年亡くなられた辺土名朝助氏の夫人辺土名美枝さんが当主である。

本家である具志川家は初代の朝典以来北山監守の職にあつて、今帰仁王子として代々今帰仁城に居り、首里に遷居したのが康熙四年（一六六五）のことであるが、辺土名家は初代朝智の職歴、婚姻等々からみて、同人の代以前（遅くとも朝智の父五世中城親方朝芳代）には、すでに首里に遷居していたと推測される。

辺土名家は、初代六世の朝智が玉城間切総地頭になって以来、十一世の朝嘉まで玉城姓、弟の十一世朝喜の代から豊見城間切平良地頭となって奥平姓を称し、十五世朝長の代から中城間切熱田地頭となって熱田姓、十八世朝昭の代から辺土名姓となっ

ている。この間、二代七世の朝紹（豊見城儀保親雲上）が家譜を分かつて後代の上里家の祖となり、さらに、分家の上里家を創設している他、二代七世朝了の次男朝預が恩河親方となり家譜を分かつて後代の名嘉原家の祖となり、同家から小橋川家や花城家が出るなど、多くの支流、分家を生んでいる。家名はその他、松村、野国、石原、屋嘉部等々があり、家譜を有する系統は本家辺土名家を含め、確認されるだけで十家に及び、そのうち脇地頭家が六家となっている。これは具志川御殿系統の全二十一家譜の約半数を占めており、同系統が繁盛していたことを示している。

では以下において、この中宗家たる辺土名家の人々について、今回の墓調査で確認された厨子甕の銘書および同家家譜を用いて考えてみることにしよう。なお便宜上、対象は近世期（十八世まで）に限定した。

辺土名家の人々

次頁に掲げた系図は向氏辺土名家の家譜をもとに作成した同家の略系図である。銘書との絡みもあるため、主な人々の室や子等も併せて記した。なお○は厨子甕（での銘書）の意で、複数が囲まれるのは合葬を示す。

朝智

次女 思武太

次男 朝了 = 室向氏真鶴

繼室 真加戸

三男 朝輝

(三男一女)

(四男四女)

(二男一女)

(二男)

長男 朝恩、長男 朝致、長男 朝重

先室 真満金

女 真鶴

長男 朝嘉

室向氏真加戸

三男 朝喜

室吉氏思亀

五男 朝常

(五男五女)

(嗣子)

三女 松金

(二男五女)

次男 朝義

嗣子 朝義

室吉氏真鶴

次男 朝榮 = 室向氏思亀樽

嗣子 朝昌

室向氏思之

長男 朝盛

(十一世朝嘉の四女)

三女 真生

室 真生

嗣子 朝長

三男 朝陳

長男 朝房

室馬氏真伊奴

次男 朝矩 (昇)

繼室 馬氏思之

五男 朝淳

室向氏真勢

三男 朝直

室毛氏真加戸

長男 真山

(朝權)

長女 思戸

長男 朝昭

次男 朝武

(三男一女)

(二男五女)

(一男五女)

○六世

室向氏真鶴

(中城親方朝芳次男)

朝智=繼室 真加戸

– 15 –

七世はいずれも朝智の子で三男

○ 七世

二女がいる。このうち厨子が確認されるのは朝了とその室（潘氏真鶴）の石棺一、さらに次女思武太の厨子甕の二つである。

石棺の銘書は、正面右方に「隆

武二年丙酉五月二十三（日）

常心宗元禪定門 玉城親雲上朝（了）」

とあり、左方に「朝了室童名真（鶴）

一溪常春禪定尼 順治二十年癸卯三月十三日」とある。隆武二

年の年号は南明政權の年号であり、清朝の順治三年に相当する。

明末清初の混乱期にあった当時、琉球は福建に拠った南明と契

っていたため、隆武年号が用いられているのは当然のことで、こ

の石棺が朝了の卒後早い時期に作製され、銘書が書き込まれて

いることを示していると考えられる。なお、家譜での卒年は「順

治三年丙戌」とあり、順治年号で記されている。また室一溪

の卒年も「順治二十年癸卯」とあるが、順治は十八年までし

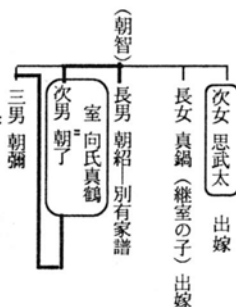
がなく、これまた琉球が康熙への改元を未だ知らなかったこと

を示すもので、同時代の記録であることの証左となる。なお家

譜での記載は「康熙二年」とある。

ところで、同石棺には、両人の洗骨年月日の記載がない。今

回の調査で確認されたのは、雍正以降である。康熙初年以前で



の洗骨の有様を含め、一言指摘しておく。

次に次女思武太の厨子についてであるが、銘書に「玉城親方

女子 思むた 但潘氏平良親雲上内儀也」とある。家譜でも「潘

氏平良親雲齊通に嫁す」とあって出嫁しているのであるが、何

故その思武太の厨子がこの辺土名家の墓に納められているのだ

ろうか。二通り考えられる。一つは離縁されて実家に戻ったと

いうことである。家譜に離別の記述はないが、離別していても

女性側（実家側）では記録されず、男性側（嫁ぎ先）のみに記

述されるケースは間々あるからである。二つには、離別した訳

ではないが嫁ぎ先で子（特に男子）ができず、死後遺骨が実家

に帰されたケースである。銘書に「但潘氏：内儀也」とわざわざ

記していることからしても離別などではないと考えられ、こ

のケースの可能性が高いと推測される。こうした風習は時には

戦前階段でもみられたとされるのであり、十七世紀にも例えば

阿氏前川家の九世阿天叙の継室真加戸樽が、男子なきため死後

実家の墓に葬られたことや、同じく継室の松金の場合、子はで

きなかったが早逝した正室の嫡孫を可愛がり「吾、子無きと雖

も、只願わくは、死後此の孫の祭を承けん。子無きを以って本

家に帰るを願わざる也」といい、ついに同家の墓に葬られた

ケースがある。これは極めて特殊なケースであったためその経

緯が家譜中に記されたのであろう（『那覇市史 第一巻七 家譜

資料（三）首里系』七頁）。以上のことから、思武太の厨子甕が墓中

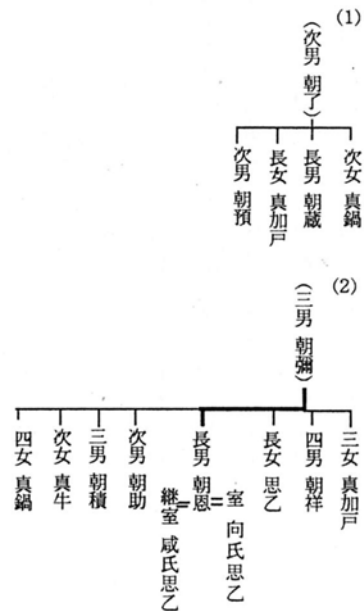
にあるのは可能性のあることで何ら不思議ではない。

次に厨子が確認されない残りの人々についてであるが、このうち長男朝紹は、一度他家に猶子にでた後実家に戻ったが、結局父の跡を襲がずに分家して家譜を分かっており、墓も別と考えられるので同墓になくても不思議ではない。また長女真鍋は出嫁しており、離別や子が無い等々のこともなければ、当然嫁ぎ先で葬られていると考えられるので問題はなからう。なお同人の母親は朝智継室の真加戸で、子は同人だけである。真加戸の遺骨（厨子甕）は、娘の出嫁先に葬られている可能性もある。久米村の碩学程順則の義母（室の母）が順則と共同で墓を仕立て、その墓に葬られたこと等、事例も存在する。

朝了の跡を襲いだ朝彌およびその室、継室、側室の四人についても厨子は確認されてない。このうち継室は子の次男朝助が家譜を分けて分家しているため、朝助の墓へとも考えられる。

しかし、朝彌と室、側室は同墓にあって然るべきであり、本来納められていたものが破壊等で確認されないということであろう。

○ 八世



(1)は七世朝了の子供たちである。ここでは確認される厨子甕はない。逐一みていくなら、長男朝蔵は向氏東風平親雲上朝香の継子となり、別家譜となっているので、養子先の墓に葬られたと考えられる。次男朝預は分家して家譜を分けているので、これまた同人を祖として仕立てられた墓に葬られたであろう。女子は、長女が徐氏へ、次女が毛氏へ嫁しており、各々出嫁先の墓となろう。

以上、この兄弟姉妹はいずれもこの辺土名家墓には葬られてなかったと考えられる。

(2)は本家の跡を襲いだ七世三男朝彌の子供たちである。ここでも厨子甕の確認される人物はいない。しかし、長子の朝恩と室向氏思乙金、さらに三男の朝積とその室向氏思乙、四男朝祥とその室向氏真鶴の三組の夫婦は同墓に葬られていて然るべき

と考えられる。また朝恩の継室思乙は、同墓か、あるいは同人との子の九世朝綱が分家しているの、あるいはそちらへ葬られたか、両様の可能性が考えられよう。

一方、次男朝助は富里親雲上となり、分家して家譜を分かっているの、同墓には葬られていなかったと考えられる。また、長女以下四女までは各々出嫁しており、何らかの理由で帰家しなくては、出嫁先の墓となろう。

○ 九世



(1)は長男朝恩の子たちである。ここでは誰の厨子甕も確認されていない。しかし、長女真鍋は出嫁先の吉氏の墓、次男朝綱は家譜を分かって分家しているので己の分家墓へと考えられ、疑問はない。ただ、長男朝致は父の跡を襲って本家を継いでいるので、同墓にあって然るべきである。室の章氏真鍋は朝致の早逝(二十五才)により離別し、他家に嫁しているので、なくては当然であろう。

(2)は三男朝積の子である。厨子甕はいずれも確認されない。長女は出嫁先と考えられるが、次女、三女は生卒年月日・享年・寿号を記すのみで、出嫁の記述はない。先に触れたが、出嫁のみで離別の記述がなくとも、結局子ができない等々で実家に戻っ

たケースがあり、また離別はもとより、出嫁の事実さえ記さないケースも多々ある。この二人が元々出嫁しなかったのか、離別して戻ったのか不明だが、いずれにしても同墓に葬られていた可能性はあるといえる。ただ一方で、出嫁先で子はできたが、夫の早逝等で離別したといったことがあれば、死後、再度子の墓に迎えられた可能性もないとはいえない。次に長男朝認の場合「後無し」とあり、室も不伝とある。子はないのであるから室は実家に帰されたかとも推測されるが、朝認自身は父母ともども同墓にあって然るべきだろう。

(3)は四男朝祥の子朝佳である。同人は父朝祥の次兄朝助の嗣子となっており、朝助は別家を立てているので、同墓になくても不思議はない。

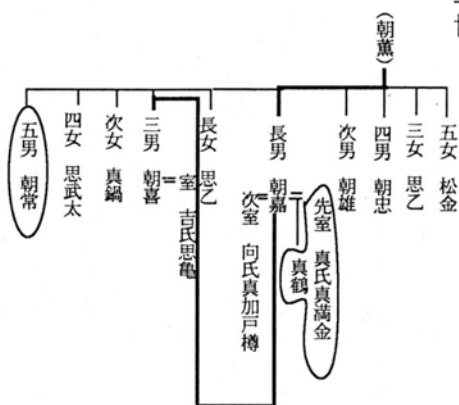
○ 十世



九世朝致が二十五才で早逝したこともあって、同家の十世は朝薫のみである。その朝薫の厨子は確認されているので、その限りにおいては問題はないが、気になる点は幾つかある。一つは、朝薫のみの厨子であり、離別した室真加戸はともかく、継室武樽が確認されないこと。二つには、朝薫は雍正十二年に卒しているのに洗骨が嘉慶十年と、七十一年も間隔のあいている

昌の死の三日後となっている。
③の一ツ墓については後段で触れることにする。

○ 十一世



こと。三つめは俗にいう一人(ツ)墓の話で、何故一ツ墓に葬られていたのか等々のことである。

まず①であるが、継室武樽が朝薫と一ツ厨子に入っていない理由はよく解らない。もとより朝薫は雍正十二年(一七三四)に卒し、武樽は乾隆五十一年(一七八六)卒と五十二年間が空いている。後述するように、同墓は光緒二十七年に墓内の厨子の整理が行なわれたと考えられ、その際に各代の夫婦や夭逝した子等を合葬している。朝薫と武樽の卒年に相当の開きがあり、卒した当時の朝薫が一人だけの厨子であったとしても、光緒の整理の際には合葬されて然るべきだと考えられるのであるが、そうならないのは何故か、不可解である。武樽が無系であることと関係しているのだろうか、また一ツ墓との関わりがあるのかどうか、いずれにせよ疑問は多い。

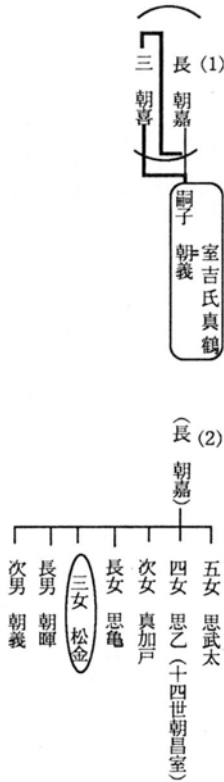
②これまたよく解らない。卒して洗骨まで七十一年も開くのはどう考えても異常である。(石棺に遺体を納めるのであれば)卒すると棺を墓室に納め、三〇五、六年、遅くとも十年前後には洗骨し、そして始めて厨子甕に遺骨を納め、銘書を記すのが通常のあり方であろう。それが朝薫の場合、多分に朽ち果てた棺のまま、遺骨を厨子に納めることもなく、七十年余放置されていたことになるのだろうか。朝薫の死が尋常のものではなかった等々の仮説は意外と真実を衝いているのかもしれない。なお、朝薫の洗骨は十四世朝昌の死を機に行なわれたようで、朝

十世朝薫の子たちである。このうち厨子の確認されるのは、長男朝嘉の先室真満金とその女子真鶴の親子が一つ厨子に、それと五男朝常の分だけである。朝嘉の先室真満金とその娘真鶴のことは刃土名家の家譜に記されていないが、真満金の実家の真氏家譜(真喜屋家)には朝嘉に嫁したと記されていて、疑問はない。真満金は康熙四十六年の生まれで、朝嘉とは三才違い、家譜中の室向氏真加戸樽は康熙五十四年の十一才違いであること、また真満金と真鶴は雍正十二年八月洗骨とあり、それ以前に卒したこと等を考え併せると、真満金は朝嘉に嫁して一女真鶴を

設けたが、二十才そこで早逝し、真鶴もその前後に死んだということになる。家譜で一行も触れていないのは解せないが、死後を祭る血筋の者はいないといった事情に拠るのかも知れない。五男の朝常は十才の早逝で、親の墓に葬られていて当然であろう。

さて残りは厨子襲の確認されない人々であるが、このうち長女以下五女までは各々出嫁しており、嫁ぎ先で葬られたと考えられる。また二男朝雄は他家の嗣子となっているから問題は無い。厨子のあるべき人物は、跡を襲った長男朝嘉とその室向氏真加戸樽、兄朝嘉を継いだ三男朝喜とその室吉氏思亀、さらには四男朝忠―同人は室も持たずに二十七才で卒している―である。これら都合五人（厨子は三つ）はあって然るべきだが確認されていない。

○ 十二世



(1) 十一世朝嘉の次男朝義である。同人は父朝嘉の卒する際、まだ一才に満たない乳児であったため、まず父の弟朝喜の嗣子となり、その後朝喜が兄朝嘉を襲って本家を継ぎ、やがて家統は

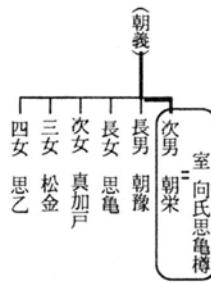
朝義へと伝えられている。

さて、同人と室の吉氏真鶴は一つ厨子に合葬されているが、実のところ、朝義は乾隆三十九年（一七七四）正月二十八日、逗留中の鹿児島で病没しており、その遺骸は同地の光明寺に葬られていた。室真鶴の方は同三十九年十二月二十七日に卒し、同四十三年には洗骨がなされて厨子に納められていたのである。王府代を通じて朝義は光明寺に葬られ、一族の者が上国する際や、鹿児島島の琉球館詰の者たちが時折お参りしていたであろう。遭難でもないのに、魂お迎えをして厨子を仕立てたかどうか疑問である。それを琉球処分も経た光緒二十七年（一九〇一）の墓内整理の際に、真鶴の厨子に、多分に遺骨もない朝義を合葬したと推測される。ちなみに同厨子襲の身の銘書は室真鶴のみで、蓋にも「乾隆三十九年甲午十二月：死、同四十三年戊戌五月：洗骨 奥平親雲上真鶴」とあるが、別字で添えるように「奥平親雲上朝義光緒廿七年十月廿八日 合葬」とある。

(2) 十一世朝嘉の子たちである。次男朝義は右の(1)で触れた十二世朝義のことなので、同人を除くと、ここで確認されるのは三女松金と四女思乙だけである。松金は家譜に生卒年月日等は記されるものの出嫁の記載はない。出嫁しなかったか、帰家したか、不明である。また、四女思乙は一門内の朝昌（後に刃土名家の養子となった十四世朝昌）に嫁して同人と一つ厨子に納められている。

残りは厨子の確認されない人々であるが、長女思亀および五女思武太は出嫁しているので嫁ぎ先にあると考えられる。次女真加戸と長男朝暉は各々五才と六才で夭逝しており、父母とともに合葬されたのではと推測されるが、如何せん、十一世朝嘉の厨子は確認されておらず、不明である。

○ 十三世



ここは確認されるのは家統を継いだ朝栄とその室向氏思亀樽の厨子一つだけである。家譜には朝栄が乾隆五十二年（一七八七）十九才で早逝したため、子のなかった室思亀樽は願って実家に帰った、とあり、厨子の銘書も朝栄のみとなっている。が、蓋に「光緒廿七年：合葬」とあって、思亀樽とともに納められたことが知れる。思亀樽は実家に戻って後、一人身を通したか、再嫁しても子ができずに実家に戻ったか、いずれにしろ、一度は実家の墓に入ったと思われるが、百年以上経た光緒二十七年（一九〇一、明治三十四）、夫朝栄の厨子と一緒に納められたということになる。明治という時代の人々の墓制観念の表われともいえよう。

他の五人の兄弟は確認されないが、次女真加戸、三女松金、四

女思乙は出嫁しており、嫁ぎ先に葬られたのであろう。残りの長女思亀と長男朝暉は各々四才と三才で夭逝しており、厨子はあってよいと思われるが、確認されていない。

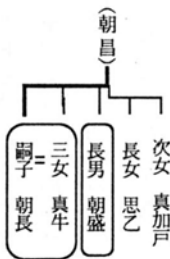
○ 十四世



十四世は朝昌だけである。十三世朝栄が早逝して子がなかったため、一門の分家（恩河家、後の名嘉原家、七世朝了の次男朝預の系統）で、十一世朝嘉の四女思乙を室としていた朝昌が本家に入って十四世となったものである。

厨子には同人と室、それに長男恩河子朝盛（朝昌が本家へ奥平Vを未だ継がない恩河姓の代に卒）の三人が合葬されている。合葬の年は光緒廿七年十月廿八日で、それ以前、三人とも別々の厨子であったと推測される。

○ 十五世

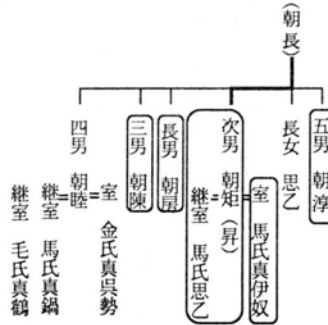


朝昌の子供たちである。厨子が確認されるのは、先に触れた父母と合葬された長男朝盛、それに嗣子朝長と室真牛、その長男朝房の合葬された厨子である。

嗣子の朝長は向氏伊志嶺家の出で、朝昌の三女真牛を娶った縁で朝昌の跡を襲ったのであろう。なお厨子は元来朝長嫡子朝房を葬ったもののようで、それに光緒二十七年に朝長並びに室を合葬したようである。

残りの長女思乙と次女真加戸は各々出嫁しているので、厨子がなくとも疑問はない。

○ 十六世



十五世朝長の子供たちである。厨子の確認されるのは、先述した父母と合葬されている長男朝房、次男朝矩の室馬氏真伊奴、次男朝矩と継室馬氏思乙、三男朝陳、五男朝淳の各々である。

朝長の家統を継いだ次男朝矩（後に朝昇と改名）の室真伊奴は、一女を生んで二十才で早逝したため、単独で葬られている。

朝矩自身は道光十三年（一八三三）四十才で卒し、その厨子に咸豊十一年（一八六一）に卒した継室思乙が光緒二十七年に合葬されている。なお合葬の際、継室思乙の卒年を嘉慶三十三年

と誤記している。三男朝陳は十五才で夭逝しているが、五男朝淳は五十三才まで生きながら室も持たなかったようで、単独の厨子である。

厨子の確認されないのは長女思乙と四男朝睦、それに同人の室、継室、もう一人の継室である。うち長女思乙は出嫁していて疑問はない。朝睦の方は、室や継室以下、子の十七世代、孫の十八世代を含め、十数人中只の一人も確認されていないところを見ると、家譜を分けた訳ではないが、朝睦を祖に別墓を仕立てたかとも推測される。ちなみに朝睦以下の系図は次の通りである。

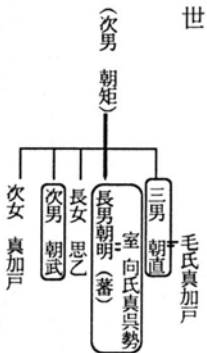
十六世

十七世

十八世



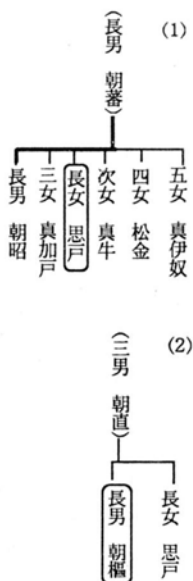
○ 十七世



朝矩の子供たちである。厨子は長男朝明（のちに朝蕃）と室真呉勢、次男朝武、三男朝直と同人嫡子真山戸（朝樞）の三つが確認される。朝蕃と室真呉勢は先に卒した朝蕃の厨子に、真呉勢が光緒二十七年に合葬されている。次男朝武（童名樽金）は、一才にもならず夭逝し、単独の厨子となっている。三男朝直は咸豊三年に二十七才で卒し、前年に三才で夭逝した嫡子真山戸が光緒二十七年に合葬されている。同人の室は二十四才で寡婦となった訳で、合葬されてなく、厨子も確認されなかったことからすると、実家に戻った可能性もあろう。

確認されない長女思乙と次女真加戸は、家譜が道光年間の子のみの記載で止まっています、出嫁したか否か不明であり、同墓に厨子が存したか否か何ともいえない。

○ 十八世



(1)は朝蕃の子であるが、厨子は長女の思戸のみが確認される。思戸も家譜には生年月日しかなく、出嫁したか否か、帰家したのかどうか不明である。他の人々は確認できないが、特に次女以下五女までは出嫁の可能性もある。長男朝昭も確認されてい

ないが、本系の嫡子であり、家譜記載は生年だけであるが、室ともに葬られていて然るべき人物である。

(2)は十七世朝直の子で、長男の朝樞（真山戸）は朝直の箇所て記した通り、夭逝して父と合葬されている。長女の思戸は家譜記載は生年月日のみで、同墓に葬られたか否か不明である。

以上、六世以下十八世までの各人について厨子甕（銘書）と家譜を基に同墓との関係を考えてみた。併せて、気付いた点をその都度、推測も交えて指摘しておいたのであるが、その中でも触れた光緒二十七年の合葬について、今一度考えてみよう。

家譜中に記される近代以前の人々の厨子甕は都合十八確認され、そのうち夫婦を中心に二三人の合葬と記されるものが七つある。その七つの全てが、光緒二十七年十月二十八日の日付である。何故同日付なのだろうか。その時点で墓内の厨子甕の整理を行なったからではないか。逐一厨子甕を調査し、夫婦や幼児など一緒にすべきは、いずれかの甕に合葬したのであろう。確認される中では、十二世朝義の室真鶴の甕に、鹿児島で没し彼の地に葬られた朝義が合葬された事例が最も古いが、この兩人はともに乾隆三十九年（一七七四）に卒しており、実に一七七年目の合葬であった。

ところで、隆武二年卒の七世朝了と順治二十年卒と記されるその室は同一の石棺に合葬され、十一世朝嘉の先室は雍正十二

年の洗骨で同人の娘と合葬されている。が、この二つの例は、ともに相方の死や先骨からそう年を経ない時点で合葬されたと考えられるのであり、先の七つの事例とは異なるといえよう。つまり、その方が自然として、その都度行なわれていたはずの合葬が、十一世の乾隆の頃から行なわれなくなり、二十世紀に入ってからその間の分がまとめてなされたことになるう。

何故光緒二十七年にそうしたのか、と問われると回答は難しいが、処分前の十九世紀半ばから明治期にかけて、幾つかの士族門中で一種のルーツ正しや、家譜記載を超えた先代の墓探し等、血筋意識による墓内の整理もあったようで、こうした傾向、観念によるものかとも考えられる。離別して実家に戻った十三世朝栄の室は、乾隆、嘉嘉年間に卒したと思われるが、死後百年近くたって迎えられて朝栄とともに合葬されていることなど、その観念の強い表われであろう。

一人(ツ)墓について

一ツ墓とは首里石嶺にあった玉城朝薫の墓である。その遺言に拠り、死後朝薫は浦添前田の先祖伝来の墓(今回調査の辺土名家の墓)には入らなかったという。朝薫一人の墓であるため一人墓、一ツ墓と称されたとされている。このことは昭和三年の時点で伊波普猷が、昭和八年にも当時来沖した山崎博士が記している。ただ、当時すでに朝薫の遺骨は浦添前田の本家墓に

移されていて墓は空墓になっていたといい、改葬がいつの時点かは解らないとしている。

この話は実に興味深い。朝薫の卒年は雍正十二年(一七三四)のことで、その頃は門中観念もかなりの発達を見ていたのであり、門中墓(神御墓)から各々の分家墓(当世墓)への移行もないではないが、それとて、家族墓としてのものである。祖先伝来の墓に入らず、個人墓を仕立てるといったことは、到底考えにくい時代である。にも関わらず、朝薫が一ツ墓に葬られたとされるのはどういうことだろうか。あるいは誤って伝えられたとも考えられるのであるが、直系の子孫の方々のお話では、戦前、前田の墓はもとより、空墓にはなっていたが石嶺の墓も朝薫が葬られていた墓として拜んでいたという。となれば、墓自体を無視することはできそうにない。それに先述したが、朝薫の洗骨が死後七十一年というのも、たとえその死が異常であったにしろ長すぎる。朝薫の死後、その子や子孫たちが何人も卒し、そして洗骨されているのであり、同一の墓だったとすれば、朽ちていく朝薫の棺を傍らに放置しつつ子や孫たちの納棺、洗骨を行なっていたことになり、極めて異様なこととなる。朝薫が俗説のごとく首里石嶺の墓に葬られ、子や孫は前田の本家墓に葬られていたと考えれば、それはそれで、一応納得できるだろう。やはり朝薫だけが、あるいは継室武樽までは石嶺の墓ということになるのであろうか。

ところで朝薫の厨子は、いつの時点で石嶺から前田の墓に移されたのだろうか。現在知りうる資料で可能性を探ると、嘉慶十年十四世朝昌の死を機に洗骨した際、もう一つは光緒二十七年の前田墓整理の際に併せて、となろう。

そのどちらの可能性が強いかと考えると、光緒二十七年となりそうである。何故なら、遅くとも昭和の初期までに、遺骨は前田の墓に移されていたにも関わらず、石嶺の空墓が朝薫の墓だったと関係者に記憶されていたからである。一門の人々が戦前期を通じて拝みを欠かさなかったというのも傍証となろう。もし、嘉慶十年など王府代であれば、戦前期まで時間が経過しすぎており、手離しめせず空墓のままで所有し、記憶に残し、拝みを続けることができたかどうか疑問だからである。

結 び

今回の朝薫の墓、つまり刃土名家代々の墓の調査は、一言でいって多くの成果を挙げるとともに、課題を残したと考える。

厨子甕の銘書から被葬者と家譜中の人物を考えるという私の携わった部分の作業は、刃土名家の家譜が保存されていたこともあって対照自体は比較的スムーズだった。戦災の所為で墓内の状態が完全でなく、厨子甕の破壊も多々あった点は誠に残念であったが、それでも家譜と実際の被葬者との関係、その葬り方等々、従来の事例の再確認、新たな発見があり、今後、王府

代の士族墓を見ていく上でも大いに有益であったといえよう。

断片のみで今回手のつけようのなかった厨子甕の修復作業、調査しそこねた位牌札の確認等々、また一ツ墓のことなど、今後に残された課題は多い。と同時に、最大の課題は同墓の文化財としての保存であることはいうまでもない。

第三節 玉城朝薫墓（刃土名家墓）の厨子甕

上 江 洲 均

概 要

玉城朝薫の墓（刃土名家墓）の内部が戦災により埋没していたのを今回完全な形で土砂の除去作業が進み、墓の内部はもちろん厨子甕についても全容を知ることができた。

やや狭い墓内ではあるが、中には石柱を四本立て、奥に納骨室を設けた構造は、他にそう多くの例があるものではない。

厨子甕は、合計二十四、五基が安置され、内一基が石製家型であるほかはすべて陶製厨子である。しかも十九基の厨子甕は、すべて甕型であり、家型は一基も含まれていない。また、墓室の奥には納骨のための小室があり、遺骨が確認できたが、被葬者や人数については特定できない。

厨子甕の置かれている位置は、向かって左に十三基あり、そのうち三基は石段の上に安置している。右奥の段上に石厨子があり、右手前は土砂に埋まって六乃至九基の厨子甕があったことが確認できるが、破損がひどく実数はつかめない。

この中で一番古いのが、「隆武二年」の年号記載の石厨子である。被葬者は、この家の二代目（家譜では七世）の次男で、父朝智の跡目を継いで玉城間切惣地頭職になった「朝了」とその室「真鶴」である。つぎに朝了の妹「思武太」の壺が古い。この壺は口縁が丸みを帯び、窓は三条の穴が切りこまれ、庇が長く伸び、光沢のある胴部には、蓮華が上手に線彫りされ、蓋は笠型で頂上は宝珠になっている。家譜によると、思武太は康熙十年（一六七一）に死亡しているから、この壺の古さが想像できる。

その次は、一七〇〇年代の中期以降に多い赤焼きの「ボージャー厨子」である。左側に四基、右側は土砂に埋もれた関係で破損がひどいが、少なくとも二基は確認できる。

切り口タイプの「マンガン掛け壺型厨子甕」は、朝薫の遺骨を納めた厨子甕を最古として、二十世紀まで及ぶ。しかし厳密に言って、嘉慶（一七九六〜一八二〇）・道光年代（一八二一〜一八五〇）とそれ以後のものでは口縁部の立ち上がりや線彫りなどの装飾に差異がある。切り口タイプで「マンガン掛け庇つきタイプ」は、左に一基、右に三基で合計四基確認できた。

作業の手順は、土砂の除去作業のあと、厨子甕の内部の土砂や外面に付着した泥の除去作業を慎重に行った。水で厨子甕の土砂を細心の注意を払いながら洗い、それから文字を読んでいた。

崩れた土砂の下敷きになった厨子甕は、土砂の重みで破損している。それは文化課の職員の手で修復作業が行なわれた。しかし、それでも完全には修復できず、しかも銘書きのないものについては蓋と身を一致させることができないのが、何基かあった。

厨子甕の型

前述のとおり厨子甕の数は、ほぼ二十四、五基であるが、質的にいって名家にしては、全体的に質素である。陶製は、一七世紀から二十世紀まであり、それぞれの時代を反映しており、素材や製法・形態の上から六つに分解することができる。

（一）石厨子

サンゴ石灰岩を素材としており、屋根は入母屋造り、正面の庇には垂木をあらわす彫りこみが二重に施されている。正面に四つの窓穴があり、この家の二代目夫婦の骨が納められている。「康熙二年」を「順治二十年」としており、石厨子の準備がそれよりさほど後世のものではないことが想像つく。

（二）ボージャー厨子以前の甕

十七世紀末のもので、読谷山焼かそれに類するものであろう。県立博物館の康熙九年（一六七〇）銘入り甕のものに匹敵するものと考えられる。「康熙十年十一月死亡」した女性で、甕は十年代のものと推定される。特徴として、口縁が丸みを帯び、蓋のつまみが宝珠になり、焼き締まっている。蓮の線彫りが身

の左右にあり、正面の窓穴は長い三穴で、庇が突出している。類似するものは他にない。

(三) ボージャー厨子

十八世紀中期後に多く見られ、そのあと忽然と姿を消したタイプである。前者に似ているが、口縁部や正面の窓穴に長い庇がなく、焼締め方もさほどよくない。当時量産していた可能性が強い。

このタイプは五基ある。雍正十二年（一七三四）洗骨を古いものとして、乾隆四十三年（一七七八）洗骨のものが二基、他に無銘のもの二基である。

蓋は笠状である点、(二)の一七世紀の甕と似ているが、ただ頂部を見ると、宝珠でなく扁平なつまみになっているもの、何もないものなどがある。正面の窓穴は、一つのもの、中央に四角穴をおき左右に二つずつの丸穴というタイプがある。

(四) マンガン掛け厨子甕

玉城朝薫は、雍正十二年（一七三四）に死亡したが、どういふわけか洗骨がなされたのは、嘉慶十年（一八〇五）であったことが銘書きによって分かった。実に七十一年後のことである。口縁部の立ち上がりは垂直であり、蓮華は型取りしたいわゆるタックワーカーである。もう一つもこの型で、破損が大きいが作り方は同一である。ただ焼締めが少し弱いようである。

(五) 同じくマンガン掛けであるが、時代が下ると、口縁部の

立ち上がりも外開きになり、線彫りが多くなる。嘉慶、道光、咸豊から明治大正期のものまでである。二人用、一人用と大小の違いがある。全部で十基ある。

(六) マンガン掛け底つき厨子甕

嘉慶二十六年（一八二一）、道光二十一年（一八四一）、光緒二年（一八七六）の三点に年代不明の一基を加えてつごう四基がある。いずれも甕をつくってのち、胴部の上方にぐりりと屋根の庇を出し、その上に屋根の甍を描いている。蓋も二重にし、同様に甍を描いている。一番新しいものは、正面に龍頭、甍の上四方（蓋、身とも）に獅子頭らしき魔物をかたどった突起を張り付けており、重厚さを通り越して多少のグロテスクさえ漂わせている。

以上、六つの型に分類して、おおまかな特徴を述べたが、次にこの型の分類に従って、銘書きをながめてみたい。

銘書きの「洗骨年月日」から推測して、大まかな製作年を推測することはできる。死亡年月日しか記録しない家譜に対し、こちらは洗骨年月日も記録されるので、表面に出ない隠れた一面を窺うことができる。

銘 書 き

銘書きは、蓋の内部と身の正面に書いている場合が比較的多

い。しかし、蓋の表や身の内側に書いたものもあり、身の口縁部に書いたのも一例だけあった。

しかしこの方は破損品の一部であり、全体的には明らかでない。

なお、銘書きを紹介した後で、『家譜』の記録も紹介することにする。

(一) 石厨子 (第4図版1)

△銘書き▽

正面右に「隆武二年丙酉五月二十三日、常心宗元禪定門、玉城親雲上朝了」

左に「朝了室、□□名真鶴。一溪常春禪定尼。順治二十年癸卯三月十三日」

△家譜▽

「七世朝了。玉城親雲上。童名思五郎、諱顯達、号常心、行二。万曆四十年壬子十一月二十二日生、順治三年丙戌五月二十三日卒、享年三十五。」

「室潘氏伊座敷屋親雲上齊康女真鶴。生日不伝、康熙二年癸卯正月二十三日卒、号一溪」

(二) ボージャー厨子以前の甕 (第4図版2)

形や被葬者の没年月日から推測して、一六七〇年前後の製作のものと思われる。形態の特長については、前項で述べた通りである。

△銘書き▽蓋の内部にある。

「玉城親方女子、思むた。但潘氏平良親雲上内儀也」

△家譜▽六世朝智(小宗)の次女。

「次女思武太。万曆四十五年丁巳八月二十五日生、嫁于潘氏平郎親雲上齊通。康熙十年辛亥十一月初六日卒、享年五十四、号梅室」

※離婚の話は家譜にはないが、どういう事情で、実家の墓に安置しているのであろうか、その事情については明かではない。

(三) ボージャー厨子

(イ) 正面に窓穴三つあり、中央は四角、左右に丸穴、蓋に宝珠状のつまみがある。(第4図版3)

△銘書き▽

蓋と身の表に銘書きがある。

「向氏玉城親雲上朝嘉室、真満金。真氏真喜屋親雲上実良女也。雍正拾二年甲寅八月廿日洗骨。」
「向氏玉城親雲上朝嘉女真□、同室洗骨」

△家譜▽

朝嘉室は、「向氏具志頭按司朝騎女真加戸樽」とあり、没年も「乾隆四十三年」で、該当者なしである。女子については「次女真加戸、雍正十一年癸丑七月初十日生、乾隆二年丁巳十二月十三日死、享年五」が、家譜記録に近いのではないと思われるかが定かでない。

(ロ) 蓋は笠状でつまみがない。窓穴は一つ。身の正面に「松金」の文字が見える。蓋の内部に銘書きがある。(第4図版4)

△銘書き▽

「乾隆三十七年壬辰三月七日死、同四十三年戊戌五月二十六日洗骨。奥平親雲上朝義姉松金」

△家譜▽

「十一世朝嘉三女松金・雍正十二年甲寅十一月二十四日生、乾隆三十七年壬辰三月七日卒、享年三十九、号屋松」

(ハ) 正面に窓穴一つ。身の正面に「奥平親雲上朝義室真鶴」の文字が読みとれる。フタの内部と身の内部に銘書きがある。

(第4図版5)

△銘書き▽

「乾隆三十九年甲午十二月二十七日死、同四十三年戊戌五月二十六日洗骨。奥平親雲上朝義室真鶴」

別字「奥平親雲上朝義、光緒廿七年十月廿八日合葬」

△家譜▽

「朝義室、吉氏我謝親雲上孟郷女真鶴、乾隆十年乙丑十一月二十三日生、同三十九年甲午十二月二十七日卒、享年三十、号雪窓」

「十二世朝義、童名思次良、諱維新、号見性、行一、乾隆九年甲子正月初一日生、同三十九年甲午正月二十八日卒、享年三十一」

※ 朝義が乾隆三十九年の正月、室は同年の十二月に死亡している。洗骨後の骨は別の甕に納めていたのであろうか。室真鶴の甕に合葬したのが、一二七年後のことである。

(ニ) 身は二基のうちどちらかであろう。蓋の頂部にうすっぽらなつまみがある。(第5図版6)

△銘書き▽

「思徳。乾隆五年庚申□□月二十□□、号淳英。乾隆二十三年戊寅四月四日□□□□」

△家譜▽

「朝薫五男朝常、童名思徳、諱廷瓊、雍正九年辛亥九月二十日生、乾隆五年庚申十二月二十八日殤。享年十、号淳英」

(ホ) この甕は銘書きが消え、特定できない。

(四) マンガン掛け厨子甕

(イ) この甕のタイプは、切り口になっており、重厚な作り方。乾隆年間後期から見られ、ボージャー厨子の後期から現われはじめ、このタイプにかわる。蓋の内部に銘書きがある。(第5図版9)

5図版9)

△銘書き▽

「玉城親方朝薫、雍正十二年甲寅正月廿六日卒、享年五十、号能達、嘉慶十年乙丑二月十五日洗骨」

△家譜▽

「十世朝薫、童名思五郎、諱受祐、号能達、行一、康熙二十

三年甲子初二日生、雍正十二年甲寅正月二十六日卒、享年五十
一」

※ 銘書きによって、死亡年から洗骨年まで七十一年経ていることが分かる。

(ロ) マンガンのつきが良くないが、前出の厨子甕と同タイプ。正面の窓穴は三つ。刃物で切りこんでいる。蓋は頂上に宝珠のつまみがあるが、装飾はない。身の正面(破損)と蓋の内部(破損)に銘書きがある。(第5図版10)

△銘書き▽

身に「初六日死、同廿二年寅三月〇日洗骨」、蓋に「熱田親雲上朝長三男朝陳、嘉慶拾五年〇月〇〇洗骨」

△家譜▽

「十五世朝長熱田親雲上三男朝陳、童名思次良、諱德浚、嘉慶元年丙辰十一月三十日生、同十五年庚午八月初六日死、享年十五、号一漚」

(五) マンガン掛け厨子甕(後期)

(イ) 蓋のみ(破損)、身は不明。(第5図版11)

△銘書き▽

「乾隆五十二年、〇〇末五月十〇〇〇、享年〇〇〇岳。嘉慶六年辛酉十一月〇七日洗骨」

※ 該当者家譜から見出せない。

(ロ) 蓋のみ現存、(身不明)(第5図版12)

△銘書き▽

「嘉慶九年甲子七月十三日死、享年十二、号玉露。同十二年丁卯九月二十四日洗骨、朝長嫡子也。向德源熱田樽金朝房」

追加分「光緒廿七年辛丑十月廿八日、熱田親雲上朝長並同人室三人合葬」

△家譜▽

「十五世朝長長男朝房。童名銘樽、諱德源、乾隆五十八年癸丑正月十五日生、嘉慶八年癸亥五月二十八日、為下庫理小赤頭、同九年甲子七月十三日死、享年十二、号玉露」

「十五世朝長童名真牛、諱良贊号泰雲、行一、乾隆三十四年巳丑九月二十五日生、嘉慶十五年庚午九月二十四日卒、享年四十二」

「室朝昌女真牛、乾隆三十八年癸巳七月初九日生、咸豐二年壬子九月二十三日卒、寿八十号菊香」

(ハ) 小型10、身は線彫りと張りつけ。窓穴は一つ。正面と蓋内部に銘書きがある。(第5図版13)

△銘書き▽

「熱田親雲上朝昇次男樽金、道光四年甲申十二月十日殤、同拾一年辛卯七月七日洗骨」

△家譜▽

「十六世朝昇次男朝武。童名樽金、道光四年甲申正月二十八日生、同十二月十日殤」

(二) 小型で金体的に黒っぽい。正面の窓穴はかなえ状。銘書きは蓋の内部にある。(第6図版14)

△銘書き▽

「咸豊五年乙卯八月六日卒、同十一年酉八月九日洗骨、五男熱田里之子親雲上朝淳」

△家譜▽

「十六世朝淳。童名真蒲戸、諱徳清、号碧雲行五、嘉慶八年癸亥六月初二日生、咸豊五年乙卯八月六日、不禄、享年五十三」

(ホ) 小型、線彫り。蓋の内部に銘書き。(第6図版15)

△銘書き▽

「咸豊三年丑四月十三日卒、同十一年酉八月九日洗骨、三男熱田子」別字で「光緒廿七年辛丑十月廿八日、同人嫡子真山戸合葬」とある。

※ 家譜で特定できない。

(ヘ) フタのみで、身は不明。

△銘書き▽

「光緒廿七年辛丑十月廿八日、熱田親方朝昌、同人室合葬。同人長男恩河子朝盛三人合葬」

△家譜▽

「十四世朝昌。童名樽金、諱重勲、号希峯行一、雍正六年戊申八月十四日生、嘉慶十年乙丑二月十二日卒、寿七十八」

「室向氏玉城親雲上朝嘉女思乙、雍正十三年丁卯十二月初一

日生、道光元年辛巳正月初九日卒、寿八十七、号潤徳」

「長男朝盛。童名松金、諱那珍、乾隆二十九年甲申六月初三日生、同四十三年戊戌九月初九日結欵髻、同五十年乙巳七月初四日死、享年二十二、号徹心」

(ト) 小型。蓋の内部に銘書き。(第6図版17)

△銘書き▽

「十三代熱田親雲上朝蕃長女思戸、光緒卅一年十一月二十五日洗骨之」

△家譜▽

「朝蕃長女思戸、道光二十四年甲辰四月二十四日生」

※ 家譜には以下の記事がない。

(チ) 小型。蓋の内部に銘書き。(第6図版18)

△銘書き▽

「大正十年九月廿七日卒、辺土名カマド。元喜舎場盛英妻、離別。大正十〇年〇月三日洗骨」

(リ) 小型(口縁部が外部へ大きく反り返る。蓋の縁を合せた際、胴部より大きく見える)蓋の内部に銘書きがある。(第6図版19)

△銘書き▽

「大正拾二年癸亥旧五月三日洗骨入、十三代恩河小ヨリ養子入リニ成ル、辺土名童名樽金武三女ゴゼイ」

(ヌ) 破損品で、銘書きもないため、不詳。

「六」マンガン掛け庇つき厨子甕

(イ) 線彫りと張りつけ。身の下部欠損。身の正面と蓋の内部に銘書きがある。(第7図版23)

△銘書き▽

「大清嘉慶二十三年戊寅三月三日、十一代熱田親雲上朝矩室真伊奴。同二十六年辛巳正月十一日洗骨」

△家譜▽

「朝矩(昇)室。馬氏与那原親方良応女真伊奴。乾隆五十九年甲寅十二月初六日生、嘉慶二十三年戊寅三月初三日卒、享年二十五、号玉顔」

(ロ) 前の(イ)と同型であるが、身下半分が欠損。

△銘書き▽

「道光十三年癸巳五月二十四日卒、同二十一年辛丑十月二十八日安骨、」

「光緒二十七年辛丑十月廿八日、同人継室思乙、嘉慶三十三年八月八日死」

△家譜▽

「十六世朝矩。童名真山戸、諱德溥、号真鑑行二、乾隆五十九年甲寅三月初四日生、道光十三年癸巳五月二十四日卒、享年四十」

「継室馬氏安室親方良道女思乙。嘉慶三年戊午十一月二十九日生、咸豐十一年辛酉八月八日卒、寿六十四、号月心」

(ハ) 蓋と身の屋根に龍と獅子らしい魔物の顔が見える。

線彫りと張りつけ。(第7図版25)

△銘書き▽

「同治十年辛未八月廿九日卒、向氏十三世熱田親雲上朝蕃、法名義高、道忠禪定門。光緒二年丙子五月十日洗骨之。同人室、光緒廿七年辛丑十月廿八日合葬」

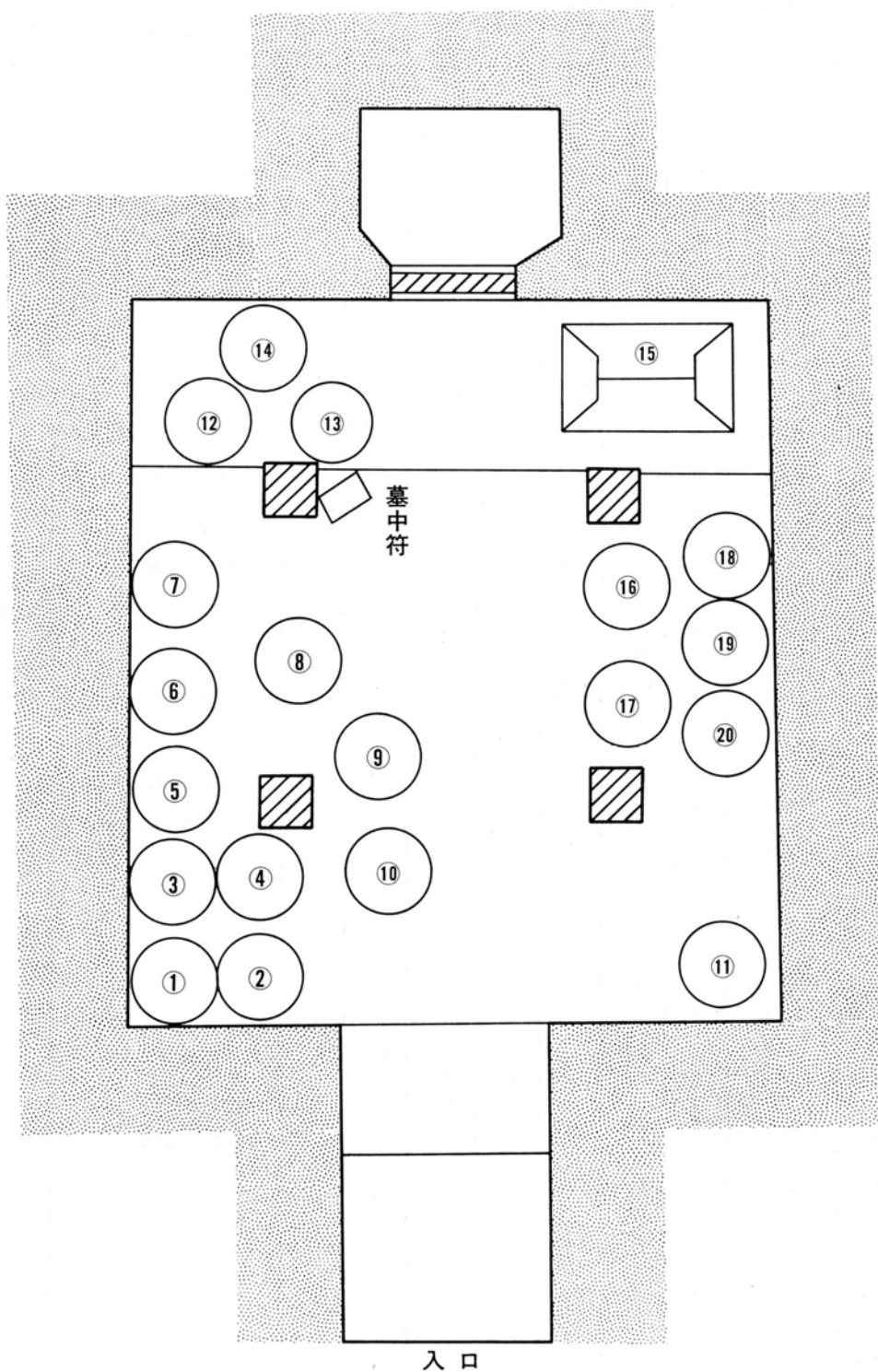
△家譜▽

「十七世朝蕃。童名真牛、諱樹芳、行一、道光二年壬午年閏三月初六日生。室向氏安室親方朝昌女真呉勢、道光七年丁亥九月五日生」

(ニ) 銘書きがなく、年代その他不詳。(第7図版26)

調査を終えて

調査の結果、凡そ二十基の厨子甕の銘が確認できたが、そのうち家譜と照合できたのは十六基であった。七世、十世、十一世、十二世、十五世、十六世、十七世、十八世のうちの誰かの名が確認できたが、六世、八世、九世、十三世、十四世など、全く名前が確認できない代もある。



第 6 図 厨子甕の出土状況図

辺土名家墓の厨子甕一覧表

図版番号	分類	部位	口径 (cm)	高さ (cm)	b (cm)	c (cm)	d (cm)	e (cm)	銘書	地位番号 (第6図)
4-1	一 石厨子	身	-	-	-	-	-	-	七世朝了室真鶴	15
4-2	二 ...	身 蓋	29.0 31.0	51.0 15.0	- -	- -	- -	- -	六世朝智次女思武太	7
4-3	三-イ ボージャー	身 蓋	25.0 25.0	47.0 8.0	- -	- -	- -	- -	十一世朝嘉室	14
4-4	三-ロ ボージャー	身 蓋	30.0 33.0	53.0 11.0	- -	- -	- -	- -	十二世朝義姉松金	6
4-5	三-ハ ボージャー	身 蓋	27.0 -	50.0 -	- -	- -	- -	- -	十二世朝義室真鶴	12
5-6	三-ニ ボージャー	蓋	-	-	29.6	9.4	8.0	-	十世朝薫五男朝常	
5-7	三-ホ ボージャー	身	23.5	47.0	29.0	36.0	-	19.0		
5-8	三-ホ ボージャー	身	21.7	51.5	27.0	-	35.0	20.5		
5-9	四-イ マンガ	身 蓋	28.0 29.0	52.0 23.0	- -	- -	- -	- -	十世朝薫	13
5-10	四-ロ マンガ	身 蓋	23.0 24.5	55.0 -	27.5 29.0	- 14.2	33.5 9.0	22.5 -	十五世朝長三男朝陳	
5-11	五-イ マンガ	蓋	22.3	-	29.5	-	-	-		
5-12	五-ロ マンガ	蓋	22.0	15.0	-	-	-	-	十五世朝長長男朝房	8
5-13	五-ハ マンガ	身 蓋	23.0 25.0	43.0 13.0	- -	- -	- -	- -	十六世朝矩	5
6-14	五-ニ マンガ	身 蓋	28.5 28.0	52.0 15.0	- -	- -	- -	- -	十六世朝淳	1
6-15	五-ホ マンガ	身 蓋	28.0 27.0	50.0 14.0	- -	- -	- -	- -		11
6-16	五-ヘ マンガ	蓋	25.5	-	31.8	15.5	11.0	-	十四世朝昌	
6-17	五-ト マンガ	身 蓋	27.0 29.5	56.0 15.0	- -	- -	- -	- -	十七世朝蕃長女思戸	3
6-18	五-チ マンガ	身 蓋	25.0 29.0	53.0 12.0	- -	- -	- -	- -	大正十辺土名カマト	4
6-19	五-リ マンガ	身 蓋	30.5 31.5	54.5 14.4	- -	- -	- -	- -	大正十二ゴゼイ	2
7-20	五-ヌ マンガ	身 蓋	29.5 -	59.5 -	- -	- -	- -	- -		10
7-21	五-ヌ マンガ	身	-	-	-	-	23.5	14.0		
7-22	五-ヌ マンガ	身	-	-	-	-	27.5	23.0		
7-23	六-イ マンガ	身 蓋	24.5 22.5	- -	30.5 31.5	47.3 15.0	41.3 10.2	- -	十六世朝矩室真伊奴	
7-24	六-ロ マンガ	身 蓋	17.0 23.0	- -	21.5 29.0	45.5 15.5	27.6 12.0	- -	十六世朝矩室思乙	
7-25	六-ハ マンガ	身 蓋	33.0 33.0	72.0 16.0	- -	- -	- -	- -	十七世朝蕃室真呉勢	9
7-26	六-ニ マンガ	身	25.5	60.0	30.6	43.5	26.3	23.3		
7-27	マンガ	蓋	24.0	-	31.5	-	-	-		
8-28		身	-	-	-	-	-	-		
8-29		蓋	-	-	-	-	-	-		
8-30		蓋	-	-	-	-	-	-		
8-31		蓋	-	-	-	-	-	-		
8-32		身	-	-	-	-	-	-		
8-33		身	-	-	-	-	-	-		
8-34		身	-	-	-	-	-	-		
8-35		蓋	-	-	-	-	-	-		



墓室内正面と玉城朝薫の厨子甕



墓入口の状況



墓室内厨子甕の出土状況



墓室内厨子甕の出土状況



墓中符出土状況



墓室内厨子甕の出土状況

第3図版 墓室内の状況



1



2



3



4



5



第4図版 墓室出土の厨子甕（1～5）



第 5 図版 墓室出土の厨子甕（6～13）



第 6 図版 墓室出土の厨子甕 (14~19)



20



21



22



23



24



25



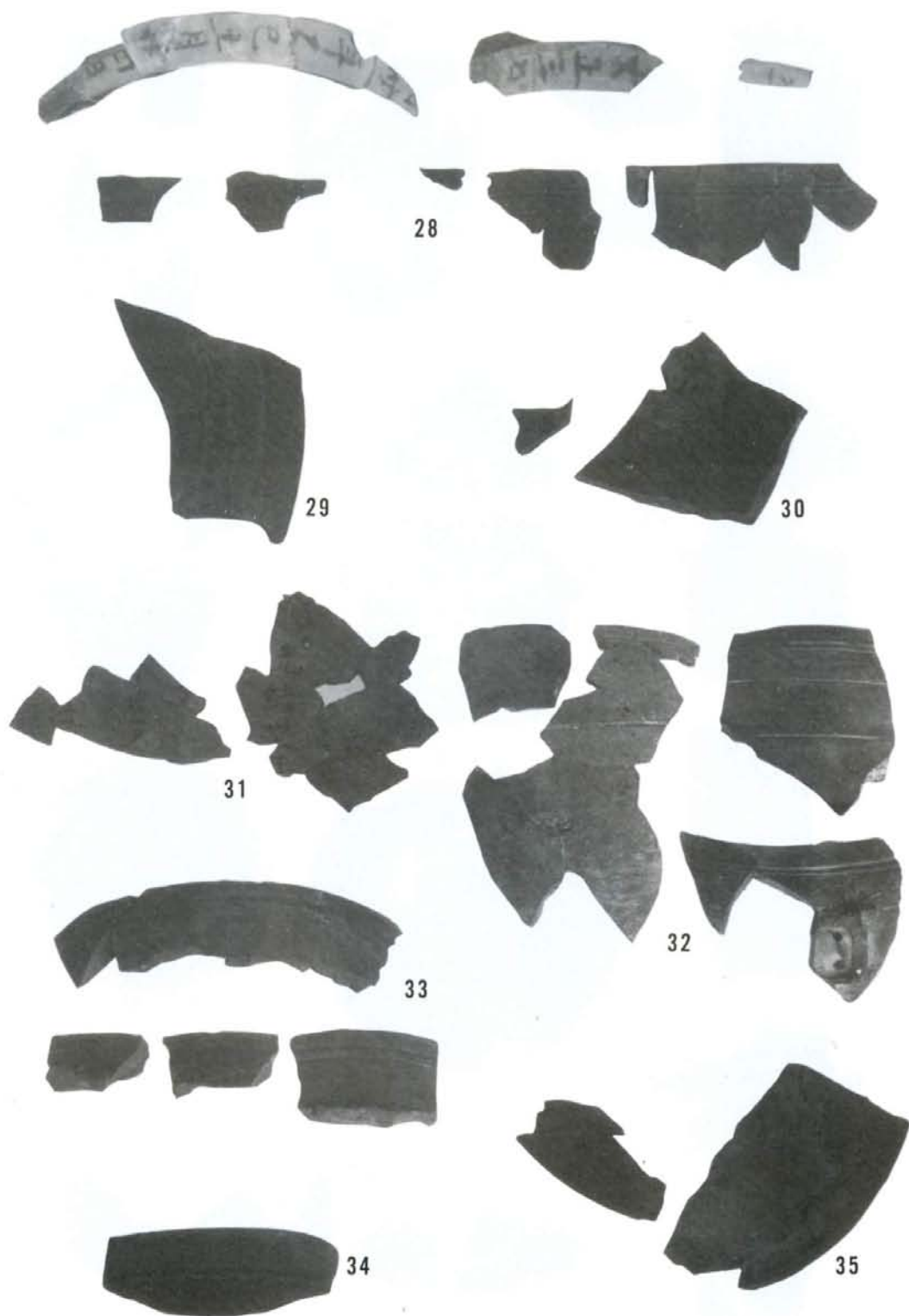
26



27



第7図版 墓室出土の厨子甕 (20~27)



第 8 図版 墓室出土の厨子甕 (28~35)

第四節 玉城朝薫の芸能

大城 學

(一)

玉城朝薫の家譜によると、彼は一六八四年八月に、父・朝致、母・真鍋の長男として首里儀保村に生れた。唐名は向受祐。四歳のとき父の朝致（一六六五―一六八八）と死別し、その前後に母も離縁して玉城家を去っている。父と死別した朝薫は、祖父の朝恩（一六四一―一六九二）に養育されるが、朝恩は、朝薫が八歳のときに死去する。こうしてみると、朝薫は家庭的には恵まれていない。

朝恩の死去後、まだ十代にもならない朝薫は、祖父の跡目を継いで玉城間切惣地頭職となっている。朝薫の家系は、五代前から玉城間切の惣地頭職の家であり、朝薫も生れながらにして惣地頭を約束された。それゆえに、朝薫は幼少のころより和学漢学や武術、立花茶道などをはじめ、王府で働く高級士族としてのたしなみを教え込まれていたであろう。

また、後述するように、朝薫は大和へ行くことになるが、大和士族に要求されるような教養も身につけていたであろう。

一六九六年、十二歳で御書院小赤頭（国王の近侍）となって城中に出仕し、十四歳で御書院若里之子となる。一七〇三年、十九歳で後の三司官浦添親方良意の女真嘉戸と結婚。この年に美里王子朝禎の小姓を命じられ、翌年七月朝禎に従って薩摩に

赴き、十月帰国。はじめての上国である。一七〇四年（二〇歳）で越來王子朝奇の小姓となり、翌年五月には二度目の上国をはたしている。このように、感受性豊かな時代に大和における見聞が、後の朝薫に大きな眼を開かせることになったのである。

朝薫の大和芸能への造詣を家譜でみてみよう。一七〇一年、十七歳のとき、尚貞王から「文彌」という名を承っている。文彌というのは、延宝年間（一六七三―一六八一）に京阪で大流行した岡本文彌はじめるところの浄瑠璃「文彌節」のことに由来したものである。朝薫が莊重な語り口の文彌節をよくしたために、つまり、朝薫が大和芸能者として長じていたことにより、文彌を命名されたのである。

また、このとき、尚貞王や中城王子尚純、王世孫尚益からそれぞれ襦子衣裳、縮緬衣裳、緞子紳、羽二重衣裳、御羽織などの衣裳を賜っているが、これらは踊衣裳であろう。十九歳のときに、尚貞王より小鞆一丁を賜っている。これは能楽に関わることである。

二十一歳の上国のときは、薩摩にて越年。正月二十八日越來王子朝奇の主催の宴で、島津吉貴に朝薫は仕舞「軒端の梅」を舞ってみせている。大和の芸能を大和の藩主の御前で演じてみせたところに、朝薫の芸能者としての技倆の高さをうかがい知ることができるのである。一七〇九年（二十五歳）、慶賀使美里王子朝禎の与力となり、翌年、島津吉貴に従って江戸に上る。

はじめての江戸上りである。このとき、吉貴の命を受けて通事となる。

一七二二年、尚益王の計を伝える飛脚使として上国。そこで薩摩藩から、次回の江戸上りに座楽主取になるよう命を受ける。また、滞在中、城中にて囃子、狂言、能楽を鑑賞。翌年、帰国。一七一四年（三十歳）、慶賀使与那城王子朝直、尚敬王即位の謝恩使金武王子朝祐らとともに江戸上り。朝薫にとっては二度目の江戸上りである。

このように、再三にわたっての上国や江戸上りにおける見聞は、朝薫の大和芸能への造詣をよりいっそう深めたにちがいない。

(二)

琉球芸能との関わりはどうであったのか。一七一〇年、朝薫はじめての江戸上りの際に、江戸城で將軍大名列席のもとで、明清楽とともに琉球三線歌の上演があった。その年、朝薫は芝の薩摩屋敷で「くりまへおどり」を披露している。この踊りは、「かせかけ」系統の踊りであろうといわれている。また、二度目の江戸上りでは、楽童たちを引きつれて奏楽をしている。

一七一三年（二十九歳）に、尚益王一周忌のため踊奉行となり、一七一五年には、尚貞王の七年忌のための踊奉行となる。そして、一七一八には、冊封使歓待のための踊奉行に任ぜられ

る。このことは、朝薫が大和芸能、琉球芸能にきわめて優れていたことを証しているといえよう。

それでは、朝薫は誰に芸能の手ほどきを受けたのか。ひとりとは儀親雲上守包（一六六三〜一七四〇）である。守包は、生涯のうちで六回も踊奉行をつとめ、宮廷芸能の深化に尽力した芸能者である。守包の継室が、実は玉城家を離縁された朝薫の生母である。つまり、守包と朝薫は義理の父子である。朝薫は、一七一三の尚益王一周忌の踊奉行を、義父の守包とともにつとめたのである。守包は、朝薫よりも六年長生きしており、朝薫が創作した組踊五番に立ち会ったものと思われる。^{註(1)}

守包のほかに、朝薫に芸能の手ほどきをしたのは、祖父の朝恩である。朝恩は、五度薩摩に行っている。やはり、大和の芸能、明清楽、琉球の芸能をひととおり修得していたと考えられ、朝薫も祖父からこれらの芸能を学んでいたであろう。^{註(2)}

(三)

朝薫は、一七一八年（三十五歳）に、冊封使歓待のための踊奉行に任ぜられた。尚敬王の冊封のときである。これまでの踊奉行は、国王や王の親族の年忌の場合で、按司・親方奉行各一人、親雲上奉行三人の計五人でつとめたが、今回からは冊封使歓待に踊奉行制をしき、このときは、朝薫ひとりだけが任命されている。（朝薫は親方奉行であった。）ここにおいて、朝薫

のもっている芸能のうん蓄が傾けられ、昇華された。そして、「組踊」というこれまでにない演劇形態を生み出したのである。家譜にはつぎのようにある。

康熙五十七年戊戌潤八月二十六日、冊封天使の宴席の興を助ける事のために、旨を奉じて踊奉行となる。翌年己亥の夏、冊封天使賁臨の中秋宴に、例に照して躍を作す。重陽宴より後は、命を奉じて本国往古の故事を撮取りし、以て戲席に備ふ。球国、故事を以て、戲を作すは、これより始まる。^(註3) (原漢文)

また、『球陽』の尚敬王七年の項に、「向受祐に命じ、始めて本国の故事を以て戲を作らしむ」として、

首里の向受祐（玉城親雲上朝薫）は、博く技芸に通ず。命じて戲師と為し、始めて本国の故事を以て戲を作り、人に教へ、次年演戲して、冊封天使の宴席に供せしむ。其の戲、此よりして始まる。^(註4) (原漢文)

両者ともほぼ同じ内容である。家譜によれば、中秋宴は従来どおりの躍りを披露したが、重陽宴より以後に、琉球の故事に取材した戲（劇）を上演した。琉球で故事で以て戯曲を作ったのは、これが始めてである、というのである。この戯曲は「組踊」であり、このことによって朝薫は、組踊の創始者として知られているのである。

このときの冊封副使であつた徐葆光の『中山伝信録』にも貴重な記述がある。同書によると、重陽宴の出し物として第二番に「鶴亀二児、父ノ仇ヲ復スル古事」、第三番に「鏡魔ノ事」とあつて、それぞれの戯曲の内容が記されている。^(註5) この二演目のうち前者は組踊「二童敵討（護佐丸敵討）」であり、後者は「執心鐘入（中城若松）」である。さらに同書には「二事ミナ百年前國中ノ事ナリ」と記しているが、二つの物語とも百年前この国にあつた事である、ということである。

朝薫は「二鐘敵討」「執心鐘入」以後、「銘苅子」「女物狂」「孝行の巻」を作った。これらを俗に、朝薫の五番（あるいは五組）と称している。『中山伝信録』によれば、第五宴（饒別宴）、第六宴（拝辞宴）でも組踊が上演されたらしいことがわかる。

朝薫は、組踊を創作するにあたって、素材を故事に求めたが（故事に王府体制のイデオロギーを注入した）、そのほかに大和芸能の影響もみられる。たとえば、「執心鐘入」の後段で僧が経文によって鬼女を呪伏するところは、能「道成寺」からとったものである。また、鬼女が鐘の中から逆さまに鬼面をあらわし、呪咀する場面は、歌舞伎の影響であろうともいわれる。他の組踊も能と比較されることがある。「二童敵討」と「小袖會我」、「銘苅子」と「羽衣」、「女物狂」と「桜川」「自然居士」、「孝行の巻」と「田村」（あるいは「張良」）といっ

た具合である。また、節のはこび方やセリフの唱えと地謡の關係などは、中国劇の影響であろうと思われる。

朝薫の組踊は、封建化時代の王府体制のもとで作られ、上演された。よって、儒教道德の徳目である「忠」と「孝」が強調され、それを中心にすえて作らざるをえなかった。このことは、朝薫以後の組踊にも影響しており、圧倒的に仇討物と孝行物が大勢を占めている。唯一、平敷屋朝敏（一七〇〇～一七三四）作の「手水の縁」は、男女の恋をテーマにしている。

朝薫の五番と「手水の縁」を初期組踊と称することがあるが、これらの作品は、内容を細かく検討してみると、主題にも幅があり、そこに描かれている人間性をみた場合、常に今日的感動をわれわれに喚起しているようである。初期組踊が以後の組踊よりも芸術性が高いといわれるゆえんである。朝薫の五番によって組踊は完成したのである。

朝薫の組踊によって、歌と踊りとセリフの結びつきが、琉球芸能の芸術性を深めていった。そのことは、結果として端踊の内容も豊かにしていったということになる。朝薫は、いわゆる女七踊の作者ではない。しかし、組踊によって女踊が内容の深さと豊かさにおいて、古典舞踊の最高峰となりえることを可能にしたといえるのであり、そこに朝薫の果たした役割を再確認することが必要であろう。

註（１）池宮正治著『近世沖縄の肖像』上（文学者・芸能者列

伝）「玉城朝薫」「与儀守包」の項。おきなわ文庫04、一九八二年刊。

註（２）註（１）に同じ。「玉城朝薫」の項。

註（３）『那覇市史』資料篇第一巻七、家譜資料（三）首里系、一九八二年刊。

註（４）球陽研究会編『球陽』読み下し編、一九七四年刊。

註（５）『那覇市史』資料篇第一巻三、冊封使録関係資料（読み下し編）、一九七七年刊。

第五節 玉城 朝 薫

池宮 正治

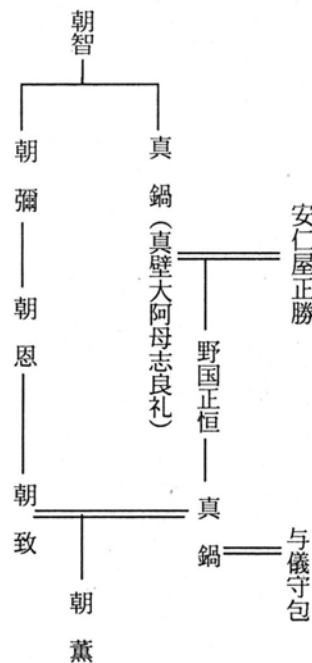
朝薫は、康熙二三（一六八四）年に生まれ、雍正一二（一七三四）年、五〇才で死んでいる。唐名を向受祐、童名を思五郎といった。

父の向明禄・玉城里之子朝致（一六六四〜八八）は、二四才の若さで、朝薫わずかに四才のときに死亡している。

玉城家は、尚真王の第三子今帰仁王子朝典五世の孫玉城親方朝智から始まっている名門である。父朝致の死後は、祖父母の薫育は勿論のこと、師匠を招聘しての教育も受けたであろう。中国や薩摩との折衝の上で必要な、教養や芸能も必須のものであったであろう。しかし、朝薫がのちに組踊を作ることになる下地は、どうやら彼の幼少のころの成育環境にあるようである。

朝薫の母は、野国親方正恒（一六三八〜一七〇二）の娘である。この野国親方は、康熙五（一六六六）年五月、尚質王の母にあたる西之按司加那志の三三年忌のさいの躍奉行に任命されている。これは王や王族の年忌のときに躍奉行を任命して芸能を提供したことを示す記事の最も古い例である。さらに二一年後の康熙二六（一六八七）年にも「尚永王の御百年忌につき」躍奉行に任命されている。彼が芸能の嗜みの深い人であったことがこれで伺える。さらに四年後、朝薫八才の時、祖父朝恩が死に、朝薫はわずかに八才で、祖父の家統をついで玉城間切総

地頭になっているが、この後の実質的な後見をしたのは、この野国親方だったのではないかと思われる。というのは、この野国親方は左に示すように、玉城家の血族でもあった。



野国正恒は章氏、唐名を受祐という。つまり朝薫の唐名と同じなのである。この人にあやかたと考えていいだろう。玉城家で野国親方がいかに重く遇されていたかが知られよう。組踊「孝行の巻」が章氏の物語であること、「中城若松」が陶氏の物語となっているものの、章氏の始祖伝説にも同様のものがあること、また「銘苧子」「二童敵討」も、中頭地方を出身地にしていたこの母方の祖父や、あるいは母親から直接幼時期に聞き覚えたものが種になっているのではないか。野国正恒は、祖父の死後も一〇年、朝薫が一八才まで存命しており、決定的な影響を与えた人であることは確かだ。

朝薫の祖父の死後間もなく、朝薫の母は阿天麟・与儀守包（一

六六三（一七四〇）に再嫁する。守包は生涯六度躍奉行に任命された異例の人で、この人との関係も見逃せない。朝薫は芸能の指導を、この二人の、外祖父と義父に受けたのではないか。

朝薫は、生涯五度薩摩へ上り、そのうち二度江戸へ行っている。その間に高奉行・那覇里主・申口方吟味日帳主取・御物奉行など重要なポストを歴任し、擁正六年年頭慶賀使を拝命した所で親方位に昇任している。しかし晩年は、妻の、三司官浦添親方良意の娘真加戸を、四男三女を挙げながら離別し、与那原の百姓の娘を正妻に直して世の聲望をかつたらしい。この人との間に一男二女をなしたが、浦添の所謂朝薫墓には、この女も、この女の子も入っていない。もっとも浦添親方の娘も当然のことながら入っていない。後妻は、死後与那原の実家に帰ったのか、子供たちは以後どうなったか、これも知りたいところである（男子は数え一〇才で夭逝している）。

朝薫の家督は、結局先妻との長男である向廷瑚・玉城親雲上朝嘉が継ぎ、その後を三男の朝喜が継いでいる（次男は養子に出、長男の長子は夭逝、幼い次男朝嘉が後に朝喜の嗣子となっている）。

朝喜は乾隆三（一七二五）年十一才のとき、王城の南風之御殿で能（仕舞）「山姥・杜若・実盛・葦刈り・笠之段・羽衣等」を上覧に供したという。血は争えないものである。成人して乾隆二〇（一七五五）年、父朝薫と同じように冊封使歓待のため

の躍奉行に任命されている。同僚の田里朝直とともに、三十七年前に朝薫が引いた路線をそのままに再現し、明快な封建論理である仇討ちもののみを創作して上演して見せている。

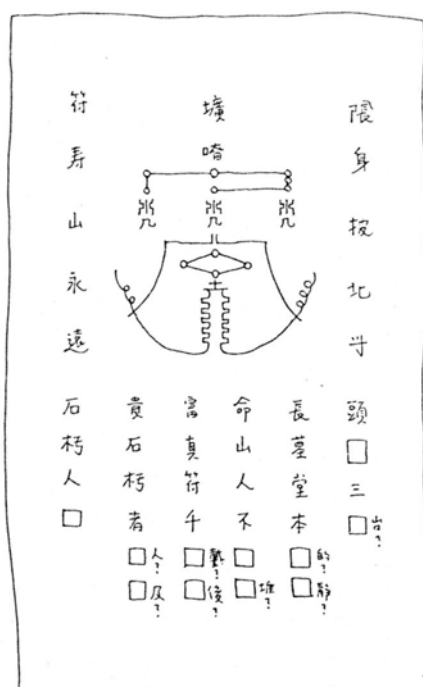
第六節 墓中符について

下地 安広

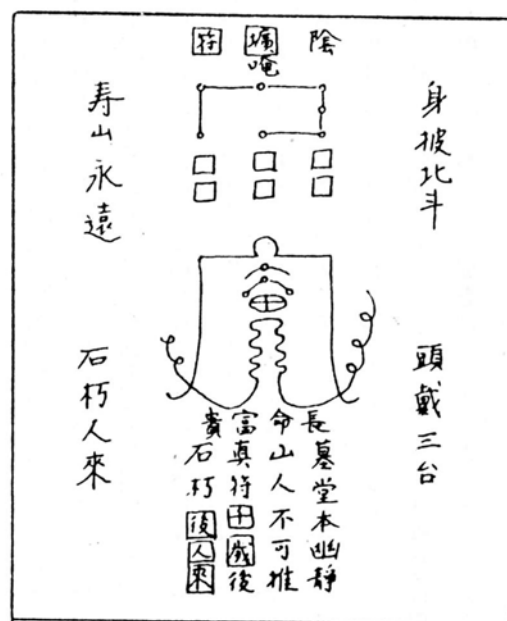
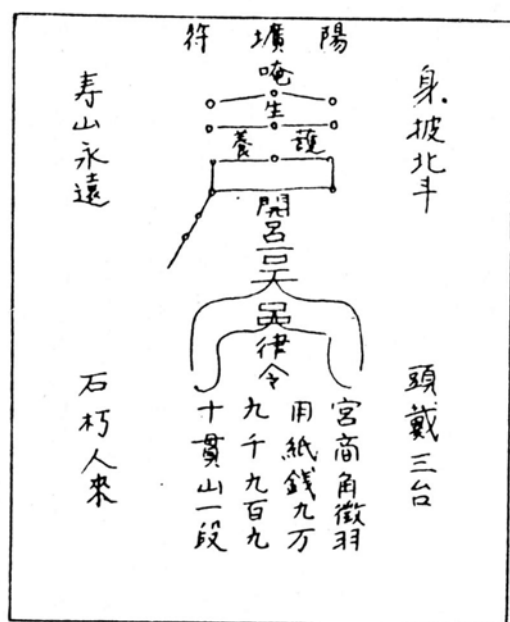
本墓の調査で仮称墓中符とよばれている方形の板状を呈する微粒砂岩（ニービヌフニ）に朱書で文字と記号を記述した製品（第7図）が墓室の奥から検出されたので、ここに紹介する。

墓中符は沖縄県地方特有のもので多少仏教の影響を受けながらも風水説による竜穴の位置に設けられた最高の墓であること、子孫は必ず繁栄するであろうこと、土地公から最高値で購入した由を示す地契券の性格をもかね備えていることなどから、墓中符をかいた人物はフンシーミー（風水見）らしいと考察されている。なお、詳細は坪徳忠氏の「沖縄の墓中符^{註1}」を参考されたり。

註（1）島尻勝太郎・嘉手納宗徳・渡口眞清三先生古稀記念論集刊行委員会、『球陽論叢』、ひるぎ社、一九八六（昭和六十一年）年十二月十日発行。



第7図 出土した墓中符（略図）



第8図 墓中符（那覇市文化振興課保管） 沖縄の墓中符 窪徳忠 球陽論叢より

第七節 近世琉球確立期と朝薫

高良 倉吉

向象賢から蔡温に至る時期、すなわち17世紀後葉～18世紀中葉の時期は、近年の近世琉球史研究において最も注目を集めている時代であり、近世270年間を前後に二分する画期と評価されている。その理由は、薩摩支配を媒介にしつつ幕藩制国家の中に「異国」として編成された琉球王国が、この時期、古琉球的枠組を否定し近世的な社会へと転換する基調をもつからにはならず、同時にまた、そのような基調の演出家としての向象賢・蔡温像をそこに見出したからにはかならない。

例えば、琉球内の政治行政上の統治主体として首里王府を再編強化し、これを担う官人層の組織化を図った。系図座の設置、士身分の確定はその一環であり、また、士身分の集住地区としての町方の形成もその一端である。首里三平等を中心とする町方は、人口の急増（特に士人口の構成比の上昇）とこれにともなう消費型経済の定着により、都市特有の生活様式を醸成することとなった。近世の文化状況を展望する時、文化の担い手としての士身分層、文化活動の基盤としての町方の存在を忘れてはならない。なぜなら、近世文化の神髄は「士族文化」「都市文化」であったからだ。このように、町方と士身分の形成は近世琉球社会の主要な規定要因の一つだったのである。

しかし、近世文化は、担い手、活動基盤の登場のみで形成されたのではない。これを前提としたうえで、さらに文化へと止揚しうる精神、言い換えると、文化創造の核が必要となる。大和文化の実感的理解、中国文化、特に儒教（その中でも朱子学）的教養の深化はたしかに精神形成の環境としては重要であったが、それでもなお、大和文化や中国文化の理解がそのまま琉球文化創造の核となったわけではない。重要な問題は、文化に向かい合う主体の形成、つまり文化創造のメンタリティーである。

古琉球的意識に一定の距離を置き、大和・中国文化を摂取しつつもこれを相対化しうる地平、すなわち、みずからを取り巻く時間・空間の中に独自の位置を見出す緊張感の存在が必要であった。

向象賢から蔡温に至る段階は、薩摩支配を契機とする幕藩制国家編成の中の「異国」という規定下において、琉球王国が日本社会に対して一定の主体性を回復した時期である。また明清交替期の動乱を含むものの、琉球の対中国外交・貿易が安定的に推移した時期でもあった。そしてまた、古琉球的な社会を否定し、近世的と称してよい政治社会的体質を形成した段階に相当する。言い換えると、大和でもなく中国でもない、また、古琉球の情性の上に成立したものでもない、まさしく近世琉球的地平を達成した時期であった。このような主体性発揮の演出装置が首里王府であり、王権を頂点に組織された士身分層であっ

た。したがって、近世首里王府の確立とは、文化に向かい合う主体性（近世琉球主義あるいは近世琉球ナショナリズムと呼んでもよい）の確立と同じものだったのである。

玉城朝薫は、このような近世琉球確立期において、組織された士身分層の一員として首里王府の形成に参画した要員であった。大和文化を実感的に理解でき、中国文化に関する教養をも身につけた当時の平均的人物であった。そしてまた、琉球の故事、すなわち古琉球に関する知識を有しながらも、これを近世的に解釈する個性の一人でもあった。こうした人物像は朝薫にかぎらず、近世琉球確立期における一般的な要員像にほかならない。

しかし、朝薫が他の要員と異なったのは、与件としての近世琉球の渦中において、当時の社会が醸成するさまざまな要素を止揚し、これを独自の文化表現の様式にまで高める才をもっていったことであろう。例えば、彼が提示した組踊は、大和や中国の演劇・芸能を念頭に置きながらも、しかしすぐれて琉球的なものとして表現されたのであり、同時にまた、琉球の故事を扱いつながりながら、その主張は近世的でなければならなかった。

このように捉えると、組踊とは、首里王府あつてはじめて成立する総合的演劇である。演じられる場面、演じる人、そしてこれを鑑賞する者すべて王府的なのである。一人の作家が自由に表現し、自由に提供するような質のものではない。その点で、

組踊は首里王府による組織された芸能の世界を明瞭に表現する。

組踊は、近世琉球確立期の自負が生んだ芸能分野での表現様式であり、同時にまた、組踊という独自の芸能の中に、近世琉球はその確立期の創造的精神を提示している。玉城朝薫は、そのような時代と芸能との架け橋の役割を占める個性なのであった。彼の仕事に対する評価は、組踊が今日においてもなお伝承されている事実が象徴している。なぜなら、組踊は近世琉球確立期の表現形式であったが、みずからを生んだ時代が過ぎ去ってもなお一人歩きた。時代の空気を呼吸して表現され、時代を越えて普遍化される内容・形式を達成したところに、組踊の意義、朝薫および近世琉球確立期の誇示がある、と思う。

第八節 考古学から見た玉城朝薫（辺土名家）

の墓について

池田 栄史

この度の玉城朝薫（辺土名家）墓の調査に際しては玉城朝薫の琉球文化史上の業績に鑑み、従前より沖縄の古墓についての研究を進めている民俗学のみならず、歴史学・文学・建築学・考古学など関連する諸分野からの検討がなされた。本稿ではそのなかの考古学的な見地から、墓の建築的な構造と墓室内部の様相、発掘資料について述べたい。

ただし、墓の建築的な構造については主として建築学の分野、また墓室内部の様相については厨子甕の種類とその配置など民俗学の分野に深く係る問題であり、今回の調査では先述したようにそれぞれ専門的分野からの参加がなされている。したがって、詳細については各専門分野に譲り、ここでは考古学的に必要なことのみふれることとする。

（1）墓の構造について

調査時点の墓は外観および内部とかなり改変を受けていた。特に外観の変化は激しく、墓の石積みは大半が土に埋もれ、墓正面の眉（まゆ）石をはじめとする屋根部分もほとんど崩壊していた。このような崩壊の原因は沖縄戦時の砲火によるもの

と考えられ、今調査に際しても墓屋根の上部に当たる位置から不発弾2個が検出されている。なお、この沖縄戦による崩壊は墓庭にも及んでいるものらしく、墓庭は墓口から前方5メートルほどが残るのみで、そこからはえぐり取られたように急な斜面なり、約10メートルあまり下って下を走る道路へつながっていた。

また、墓室内部では室内下半部が流入した土によって埋没し、納められた厨子甕のほとんどの部分は土に埋もれ、蓋とその近くのみが観察できるほどの状態であった。土の流入は特に墓室奥に向かって右壁側が激しく、天井付近まで土に覆われていた。

墓室内部の土は主にこの右壁側から流入したものらしく、これも沖縄戦時の砲火による墓室のゆるみが原因と考えられた。

このため、今回の調査はまず考古学的調査手法によって墓の内・外部を掘り下げ、流入した土を排除することから始められた。この結果、墓の内外部を覆っていた土砂は約70センチメートル余りで、除去後の床面は内外部ともそれほど攪乱された形跡はなかった。墓外部の石積みは墓の出入口からラッパ状に広がり、床部は地山の二一ピ土をならして作られている。ただ、床面の墓口から3メートル余りのところに一条の石列があり、ここで30センチメートル程の段差が設けられている。墓室の入口部分には蓋石の下半部が残っており、出入口は幅76センチメートル・高さ1.32メートルを測る。なお、墓庭堆積土内から厨子甕

片・煙管・磁器および陶器製墓道具類が検出されている。

墓室内部は床面を含めてすべて石積みであり、石室は幅2.4メートル・奥行^{2.73}メートル・高さ^{1.80}メートルのほぼ長方体を呈する。また、奥壁に沿って一段高い棚段があり、さらに奥壁中央部には奥へ掘り込んだ一小室がある。四壁および石柱・梁石・床石は石灰岩、天井石および奥壁沿いの棚石・奥壁に穿たれた小室の蓋石のついでにはニードの板石（ニードの骨^{フニ}）を用いる。奥壁を穿って設けられた一室は洗骨その他で厨子甕に収納できなかった骨を安置するための施設と考えられ、実際に骨片が見られた。

（2）墓室内部の様相について

墓室内部にはサンゴ石灰岩製をはじめ各種の陶器製厨子甕、墓中符などが納められていた。このうちサンゴ石灰岩製厨子甕は1基のみであり、奥壁に沿った一段高い石棚の向かって右隅に安置されてれていた。この他石棚の向かって左隅には3基の陶器製厨子甕があり、このうちの1基が玉城朝薫のものである。

石棚下の床面では破損のため正確な数値はつかめないが、向かって右側に6基+ α ・左側に10基の陶器が確認されている。厨子甕の数は流入した土砂の中から破損して検出されたものを含めると最低でも20個体以上が納置されていたものと考えられる。

墓中符は墓室内に立てられた4本の石柱のうち左奥の1本に近い床面にあり、石棚に立て掛けて置かれていた。墓中符は他の墓での例では2枚一組として用いられるらしく、本来は右奥の石柱近くにもう1枚が安置されていたものと考えられる。

本墓室内に安置された厨子甕の多くには銘書があり、厨子甕に納められた人物とその死亡および洗骨年月日を知ることができる。このことは墓室内での厨子甕の配列その他に関するのみでなく、厨子甕の型式的変遷を検討する上でも良い資料と考えられる。

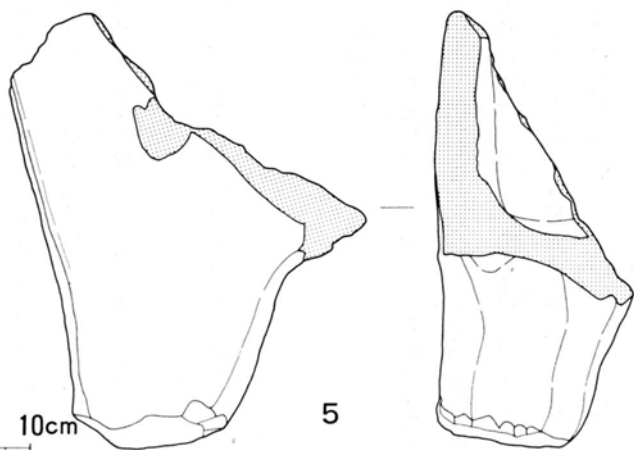
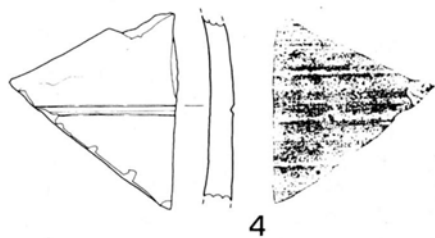
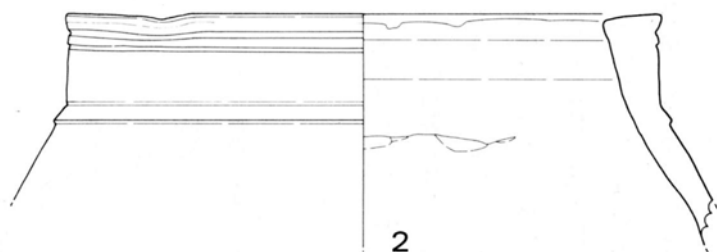
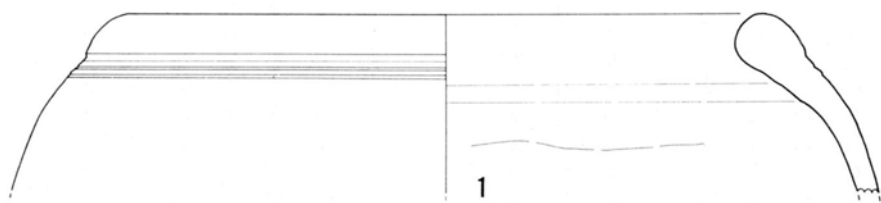
なお、墓室内からは厨子甕と墓中符以外のものは検出されなかった。

（3）出土遺物について

今回の調査で検出された遺物には、墓室内の厨子甕と墓中符を除けば厨子甕片・煙管・磁器および陶器製墓道具類があった。

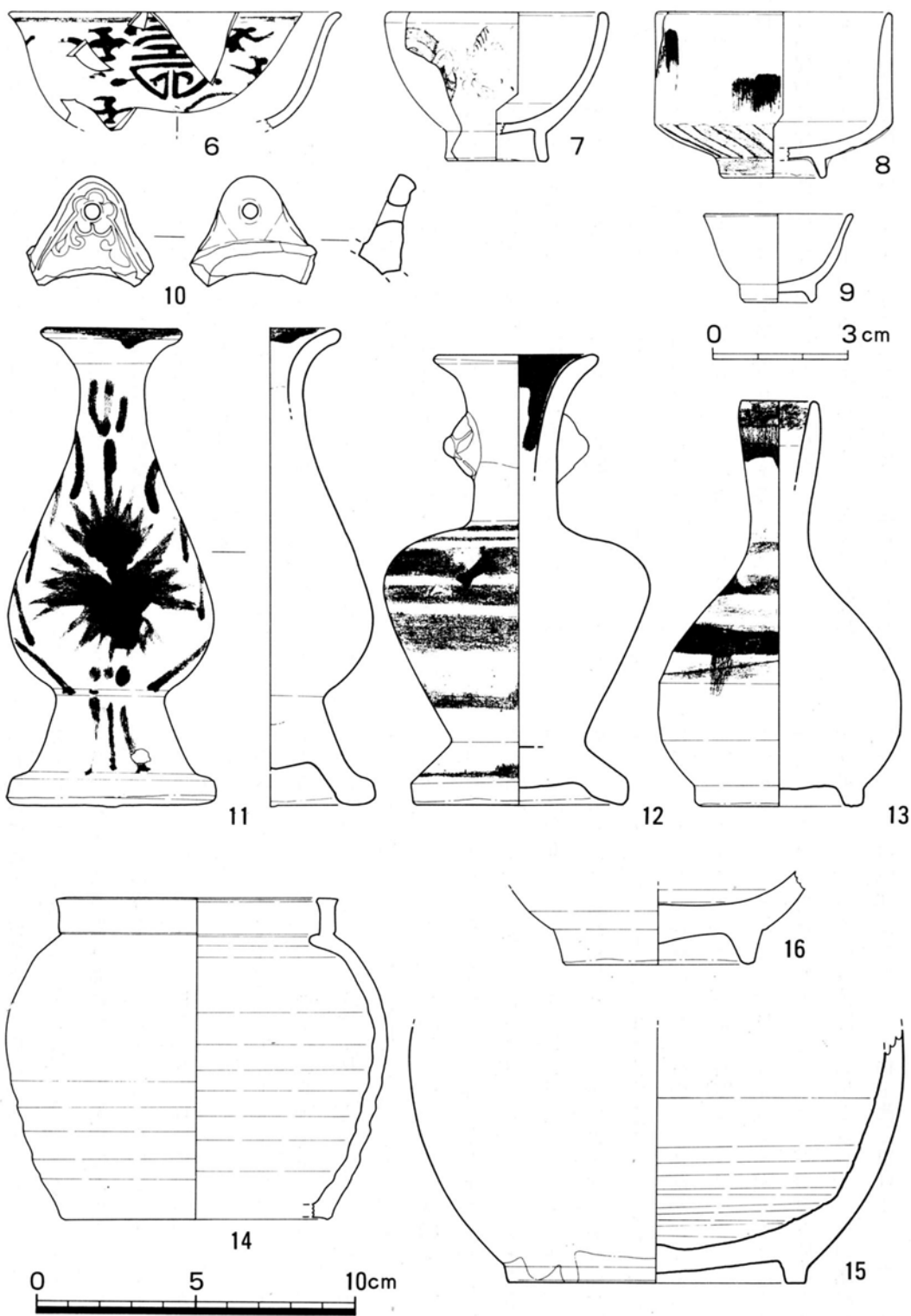
しかし、これらの遺物はすべて墓室外の墓庭堆積土から出土したものであり、ほとんどが二次的な移動を受けている。したがって、場合によっては本墓と関係ないものも混入している可能性もある。

厨子甕片には素焼で赤色を呈するものと器外面にマンガン釉を施したものがある。マンガン釉をかけたものには4点あり、口縁部片が2点、底部と胴部片が各1点である。口縁部片2点



0 5 10cm

第 9 図 厨子甕片



第10図 陶磁器

は口唇が平たいもの(2)と丸く仕上げたもの(1)がある。

(2)は復元口径約^{24.6}センチメートルで、ほぼ直口気味に立ち上がった口縁部からゆるやかに胴部が広がる。口唇下^{5.0}センチメートルほどに粘土帯を重ねた接合痕が観察される。口唇端部厚^{2.4}センチメートル・胴部厚約^{1.0}センチメートルを測る。(1)は復元口径約²⁶センチメートルで、口縁部から弧を描きながら胴部が広がる形態を呈する。口唇直下に2条の沈線を廻らし、その下部に漢字の「四」に似たヘラ記号を施す。

底部片(3)は復元底径約^{17.6}センチメートルを測る。体部と底部接合の際の技法が観察できる。

胴部片は外面に沈線を廻らすもの(4)である。沈線はほぼ直角の角度をもつ工具によって、横位に施されている。胎土に黒色砂粒を含み、硬く焼き締められている。外面のみマンガンを施す。素焼赤色のもの(5)は1点で、箱状の形態のものの脚部とも考えられる破片である。現存長約²⁰センチメートルほどで上半部には直角の部分がある。ここが箱形の角部で、下半部はこれを支える脚であらう。焼成はあまり良くない。

磁器および陶器墓道具類には磁器碗1・同茶碗2・陶器盃1・同花入3・同急須・同壺2・同碗底部片1がある。磁器碗(6)は口縁部細片数個の接合資料で復元口径^{10.4}センチメートルを測る。外面に樹木らしきものと寿字を図形化したものを呉須描きし、見込には口唇に1条、底に2条の呉須線を巡らす。中国産

青花磁器である。磁器茶碗は筒形のもの(8)とや小さい碗形のもの(7)がある。(8)は口径^{7.4}センチメートル・高^{5.2}センチメートルで器外面に縁と茶の釉薬で簡単な平行文様を描く。(7)は口径⁷センチメートル・高^{4.7}センチメートルで、矢車と草花をコバルトと緑の釉薬で描いている。本土からの搬入品である。

陶器盃(9)は口径^{3.4}センチメートル・高²センチメートルを測る小品である。白生地に透明釉を掛けたもので、薄く丁寧に仕上げられている。壺屋上焼と考えられる。花入の3点は器高の大きいものからそれぞれ¹⁵センチメートル・^{14.2}センチメートル・^{12.8}センチメートルを測る。前者(11)は胴部最大径が中半部にある下膨らみの器形で、口径^{4.4}センチメートル・胴部最大径^{6.5}センチメートル・高台径^{6.6}センチメートルを測る。胴部以上と高台部を別作りして接合したもので、高台内空部が厚く、畳付部分のみを露胎に作る。成形後畳付を除く器外面全面に白化粧土を掛け、その上にコバルトで撫子文一つを描く。中者(12)はラッパ形に開く口縁部にやや肩の張る体部が付くもので、口径^{5.2}センチメートル・胴部最大径^{8.3}センチメートル・高台径^{6.6}センチメートルを測る。口縁部に獣面を省略したような退化した把手の痕跡が付けられている。やはり、畳付を除く器外面に白化粧土掛けし、その後体部に鉛釉とコバルト釉の廻線を交互に廻らし、口唇部にもコバルト釉を流し掛ける。後者(13)は

細長い口頸部にほぼ球形の胴部が付くもので、口径2.5センチメートル・胴径7.7センチメートル・高台径5.2センチメートルを測る。高台畳付を除く器外面全面に白化粧土掛けし、口唇部と体部に鉛釉とコバルト釉廻線を交互に廻らす。すべて壺屋上焼の製品である。急須(10)は三角形を呈する把手部分のみの破片で、外向きの面には花と唐草文を浮き彫りにする。全体に鉛釉を掛け、器内面の上半部分にも釉が掛かっている。

陶器壺はほぼ全形が復元できるものと下半部のみ復元可能なものがある。全形が復元できるもの(14)は樽形を呈する短頸壺で、器形的には香炉かと考えられる。器高10.1センチメートル・口径8.8センチメートル・胴部最大径12センチメートル・底径8.4センチメートルを測る。器厚は全体に薄く0.4センチメートルほどで、ロクロによる成形痕が明瞭に残る。胎土にやや大きめの砂粒を多く含み、あまり焼締されておらず、軽い感じがする。口唇端部を除く全体にマンガン釉を塗っていたものと考えられる。底部のみのもの(15)は高台から8センチメートルあまりまでが残る。上半部の形態は想定できない。高台径9.4センチメートル・現存最大径15.5センチメートルを測る。高台部分を除く器外面に鉛釉らしき釉薬を掛けているが、発色が悪く茶黄色を呈する。器内面にも釉薬がこぼれて溶着する。やはり、壺屋焼の製品と考えられ、後者は上焼である。

陶器碗底部片(16)は高台径6センチメートルを呈する。成

形後白化粧土を掛け、その上から透明釉を掛ける。高台畳付部分を露胎にし、見込み底部に蛇の目釉ハギを施す。壺屋上焼である。

煙管は銅地銀張り製品で、吸い口部分と雁首部分が別作りとなっており、それぞれ2個体がある。17・18は雁首で18は承け皿部分が欠けている。ともに6センチメートルあまりで厚さ0.1センチメートル位の薄い銅板をまるめて径1.5センチメートルほどの筒形に作り、銀を被膜する。筒の中に径1.0センチメートル程の竹状の管が残る。19・20は吸い口部分で、20は途中から破損する。厚さ0.1センチメートルほどの銅版をまるめて筒状に作り、銀を被膜する。やはり、筒の中に径1センチメートル程の竹状の管が残る。これら煙管は表面にサビが吹き出し、緑青色を呈する。

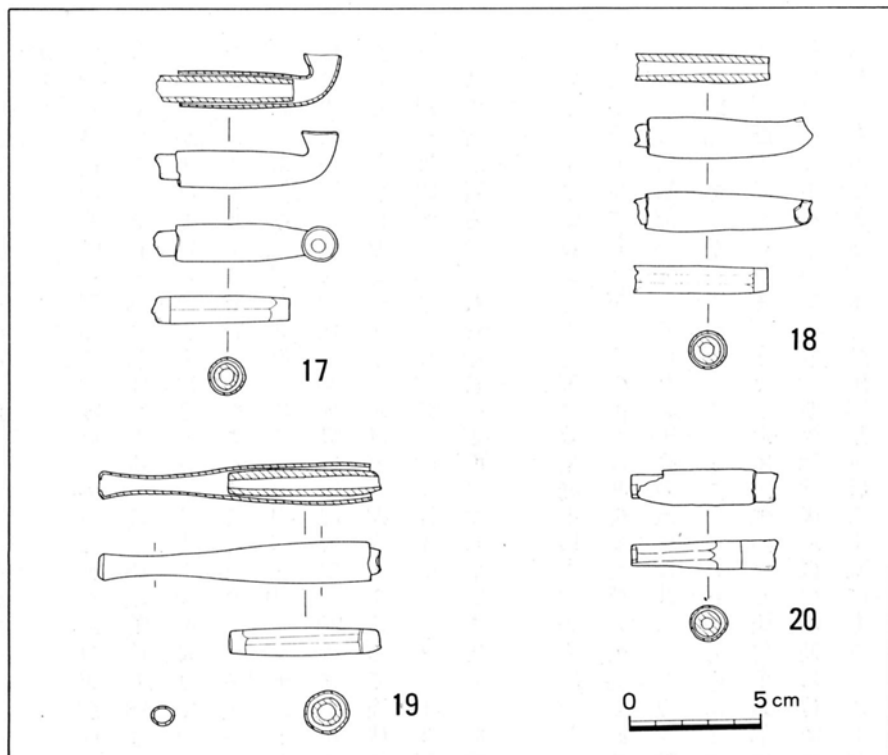
以上、玉城朝薫(刃土名家)墓墓庭堆積土中から出土した遺物について見てきたが、その多くは沖縄壺屋焼の製品である。このうち口縁部が残っていた厨子甕の破片は共にマンガン釉掛けた製品であるが、平縁のもの(2)より丸縁のもの(1)が古い形態と考えられる。また、壺屋上焼のうち染付の製品はすべてコバルトを用いており、明治期前後以後の時期に位置付けられるものである。本土産磁器製茶碗の小碗にもコバルトが用いており、この頃に所産と考えられる。もう一つの筒形碗はごく最近の所産であろう。中国産青花碗は清代の所産と考えられ、

本墓の年代と矛盾しない。これらの遺物のほとんどは本墓に伴う遺物と考えられるが、本墓の年代はかなり多岐にわたっており一時期のものとは考えられない。大まかには明治期前後に位置付けられるものが大半を占めるとするに止めておきたい。

(4) まとめ

今回の調査の結果、玉城朝薫(辺土名家)の墓はかなり痛んでいるものの、ほぼ旧状をうかがい知りうる事が明らかとなった。また、墓室内には20基以上の厨子甕が納められており、これらにはほとんど銘書が残されていることも明らかとなった。辺土名家は首里王府が編纂した家譜を持つ家柄あり、今調査で明らかになった墓の構造や厨子甕の形態などは当時の土族の間で行なわれた葬送儀式を説明する上で、良好な資料を提示するものと考えられる。

また、従来、古墓の調査は民俗学的な調査が行なわれているのみで、建築学や考古学などの分野を含めた総合的な調査はほとんど行なわれていなかった。今回の調査はこれら諸分野からの検討が加えられた本格的な調査例であり、今後、こうした近世墓の調査には考古学を含めた諸分野の手法がますます必要であることも改めて明らかとなったと考えられる。



第11図 キセル

玉城朝薫の墓調査報告書

編集 沖縄県浦添市教育委員会
発行

Tel (0988) 77 - 4556

印刷 (有) ちとせ印刷

本社 沖縄県浦添市牧港2丁目1番5号

☎ (0988) 79 - 5814